

平成28年 2 月18日開会

# 平成28年 2 月徳島県議会定例会議案



## 目 次

|        |                              |    |
|--------|------------------------------|----|
| 第 1 号  | 平成28年度徳島県一般会計予算              | 1頁 |
| 第 2 号  | 平成28年度徳島県用度事業特別会計予算          | 15 |
| 第 3 号  | 平成28年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算    | 17 |
| 第 4 号  | 平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算    | 19 |
| 第 5 号  | 平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 | 21 |
| 第 6 号  | 平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算   | 23 |
| 第 7 号  | 平成28年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算  | 25 |
| 第 8 号  | 平成28年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算      | 27 |
| 第 9 号  | 平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算     | 29 |
| 第 10 号 | 平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算     | 31 |
| 第 11 号 | 平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算     | 33 |
| 第 12 号 | 平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算   | 35 |
| 第 13 号 | 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算   | 37 |
| 第 14 号 | 平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計予算       | 39 |
| 第 15 号 | 平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算       | 41 |
| 第 16 号 | 平成28年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算     | 43 |
| 第 17 号 | 平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算        | 45 |
| 第 18 号 | 平成28年度徳島県証紙収入特別会計予算          | 47 |
| 第 19 号 | 平成28年度徳島県公債管理特別会計予算          | 49 |
| 第 20 号 | 平成28年度徳島県給与集中管理特別会計予算        | 51 |
| 第 21 号 | 平成28年度徳島県病院事業会計予算            | 53 |

|   |    |   |  |     |
|---|----|---|--|-----|
| 第 | 22 | 号 | 平成28年度徳島県電気事業会計予算  | 57頁 |
| 第 | 23 | 号 | 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算   | 61  |
| 第 | 24 | 号 | 平成28年度徳島県土地造成事業会計予算  | 65  |
| 第 | 25 | 号 | 平成28年度徳島県駐車場事業会計予算   | 67  |
| 第 | 26 | 号 | 興行場法施行条例の一部改正について  | 69  |
| 第 | 27 | 号 | 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定について                                       | 71  |
| 第 | 28 | 号 | 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について                            | 75  |
| 第 | 29 | 号 | 職員の退職管理に関する条例の制定について   | 77  |
| 第 | 30 | 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について   | 79  |
| 第 | 31 | 号 | 知事等の給与に関する条例の一部改正について  | 89  |
| 第 | 32 | 号 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について                                     | 91  |
| 第 | 33 | 号 | 行政不服審査法施行条例の制定について   | 93  |
| 第 | 34 | 号 | 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う<br>関係条例の整備に関する条例の制定について | 97  |
| 第 | 35 | 号 | 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について   | 107 |
| 第 | 36 | 号 | 徳島県吏員恩給条例の一部改正について   | 111 |
| 第 | 37 | 号 | 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について  | 113 |
| 第 | 38 | 号 | 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について                                       | 115 |
| 第 | 39 | 号 | 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について                              | 117 |
| 第 | 40 | 号 | 徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について                                | 119 |
| 第 | 41 | 号 | 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について  | 121 |
| 第 | 42 | 号 | 職業能力開発促進法施行条例の一部改正について   | 123 |

|   |    |   |   |     |
|---|----|---|---|-----|
| 第 | 43 | 号 | 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置<br>及び管理に関する条例の一部改正について…………… | 125 |
| 第 | 44 | 号 | 徳島県農林水産業未来創造基金条例の制定について……………  | 127 |
| 第 | 45 | 号 | 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について……………  | 129 |
| 第 | 46 | 号 | 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について……………  | 131 |
| 第 | 47 | 号 | 徳島県都市公園条例の一部改正について……………   | 135 |
| 第 | 48 | 号 | 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について……………                                  | 137 |
| 第 | 49 | 号 | 徳島県建築審査会条例の一部改正について……………  | 139 |
| 第 | 50 | 号 | 建築基準法施行条例の一部改正について……………   | 141 |
| 第 | 51 | 号 | 徳島県学校職員定数条例の一部改正について……………   | 143 |
| 第 | 52 | 号 | 徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する<br>条例の一部改正について……………          | 145 |
| 第 | 53 | 号 | 徳島県立学校設置条例の一部改正について……………  | 163 |
| 第 | 54 | 号 | 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園<br>文化施設条例の一部改正について……………          | 165 |
| 第 | 55 | 号 | 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について……………   | 167 |
| 第 | 56 | 号 | 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について……………  | 169 |
| 第 | 57 | 号 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の<br>一部改正について……………              | 177 |
| 第 | 58 | 号 | 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について……………  | 181 |
| 第 | 59 | 号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………                                      | 185 |
| 第 | 60 | 号 | 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………   | 187 |
| 第 | 61 | 号 | 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………                                    | 189 |

|         |                                    |      |
|---------|------------------------------------|------|
| 第 62 号  | 国営那賀川総合農地防災事業費に対する受益市負担金について       | 191頁 |
| 第 63 号  | 平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金の追加について | 193  |
| 第 64 号  | 権利の放棄について                          | 195  |
| 第 65 号  | 権利の放棄について                          | 197  |
| 第 66 号  | 包括外部監査契約について                       | 199  |
| 第 67 号  | 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について            | 201  |
| 第 68 号  | 県営電気事業の売電料金等について                   | 203  |
| 報告第 1 号 | 訴えの提起に係る専決処分の報告について                | 205  |
| 報告第 2 号 | 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について  | 207  |
| 報告第 3 号 | 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について  | 209  |

## 第 1 号

## 平成 28 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

平成28年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ485,102,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                 | 項               | 金 額              |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 1 県               | 税               | 千円<br>77,500,000 |
|                   | 1 県 民 税         | 28,154,718       |
|                   | 2 事 業 税         | 17,355,073       |
|                   | 3 地 方 消 費 税     | 12,913,049       |
|                   | 4 不 動 産 取 得 税   | 1,464,944        |
|                   | 5 県 た ば こ 税     | 852,237          |
|                   | 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 | 266,994          |
|                   | 7 自 動 車 取 得 税   | 663,948          |
|                   | 8 軽 油 引 取 税     | 5,775,165        |
|                   | 9 自 動 車 税       | 10,035,958       |
|                   | 10 鉦 区 税        | 1,361            |
|                   | 11 狩 猟 税        | 16,373           |
|                   | 12 旧 法 に よ る 税  | 180              |
| 2 地 方 消 費 税 清 算 金 |                 | 27,610,407       |



|                         |                         |             |
|-------------------------|-------------------------|-------------|
|                         | 1 地 方 消 費 税 清 算 金       | 27,610,407  |
| 3 地 方 讓 与 税             |                         | 12,500,000  |
|                         | 1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税     | 10,788,000  |
|                         | 2 地 方 揮 発 油 讓 与 税       | 1,613,000   |
|                         | 3 石 油 ガ ス 讓 与 税         | 95,000      |
|                         | 4 航 空 機 燃 料 讓 与 税       | 4,000       |
| 4 地 方 特 例 交 付 金         |                         | 135,000     |
|                         | 1 地 方 特 例 交 付 金         | 135,000     |
| 5 地 方 交 付 税             |                         | 143,200,000 |
|                         | 1 地 方 交 付 税             | 143,200,000 |
| 6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 |                         | 290,000     |
|                         | 1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 290,000     |
| 7 分 担 金 及 び 負 担 金       |                         | 759,072     |
|                         | 1 分 担 金                 | 269,205     |
|                         | 2 負 担 金                 | 489,867     |
| 8 使 用 料 及 び 手 数 料       |                         | 6,313,746   |
|                         | 1 使 用 料                 | 4,668,189   |

|             |                          |   |   |            |
|-------------|--------------------------|---|---|------------|
|             | 2 手                      | 数 | 料 | 1,645,557  |
| 9 国 庫 支 出 金 |                          |   |   | 58,483,240 |
|             | 1 国 庫 負 担 金              |   |   | 30,777,890 |
|             | 2 国 庫 補 助 金              |   |   | 26,026,572 |
|             | 3 委 託 金                  |   |   | 1,678,778  |
| 10 財 産 収 入  |                          |   |   | 1,715,488  |
|             | 1 財 産 運 用 収 入            |   |   | 592,645    |
|             | 2 財 産 売 払 収 入            |   |   | 1,122,843  |
| 11 寄 附 金    |                          |   |   | 103,650    |
|             | 1 寄 附 金                  |   |   | 103,650    |
| 12 繰 入 金    |                          |   |   | 82,085,103 |
|             | 1 特 別 会 計 繰 入 金          |   |   | 64,299,552 |
|             | 2 基 金 繰 入 金              |   |   | 17,785,551 |
| 13 繰 越 金    |                          |   |   | 1,000,000  |
|             | 1 繰 越 金                  |   |   | 1,000,000  |
| 14 諸 収 入    |                          |   |   | 16,520,294 |
|             | 1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料 等 |   |   | 100,710    |

|      |     |                         |             |
|------|-----|-------------------------|-------------|
|      |     | 2 県 預 金 利 子             | 13,177      |
|      |     | 3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入 | 4,050,000   |
|      |     | 4 貸 付 金 元 利 収 入         | 4,492,569   |
|      |     | 5 受 託 事 業 収 入           | 941,329     |
|      |     | 6 収 益 事 業 収 入           | 3,185,702   |
|      |     | 7 利 子 割 精 算 金 収 入       | 1,989       |
|      |     | 8 雑 入                   | 3,734,818   |
| 15 県 | 債   |                         | 56,886,000  |
|      |     | 1 県 債                   | 56,886,000  |
|      | 歳 入 | 合 計                     | 485,102,000 |

## 歳 出

| 款       | 項           | 金 額           |
|---------|-------------|---------------|
| 1 議 会 費 |             | 千円<br>977,578 |
|         | 1 議 会 費     | 977,578       |
| 2 総 務 費 |             | 25,854,946    |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 12,620,352    |

|  |         |               |            |
|--|---------|---------------|------------|
|  |         | 2 企 画 費       | 4,058,993  |
|  |         | 3 徴 税 費       | 2,414,885  |
|  |         | 4 市 町 村 振 興 費 | 2,012,666  |
|  |         | 5 選 挙 費       | 498,117    |
|  |         | 6 防 災 費       | 3,623,043  |
|  |         | 7 統 計 調 査 費   | 314,388    |
|  |         | 8 人 事 委 員 会 費 | 132,010    |
|  |         | 9 監 査 委 員 費   | 180,492    |
|  | 3 民 生 費 |               | 61,229,043 |
|  |         | 1 社 会 福 祉 費   | 44,699,043 |
|  |         | 2 児 童 福 祉 費   | 11,175,022 |
|  |         | 3 生 活 保 護 費   | 5,354,978  |
|  | 4 衛 生 費 |               | 23,524,413 |
|  |         | 1 公 衆 衛 生 費   | 6,002,592  |
|  |         | 2 環 境 衛 生 費   | 3,034,578  |
|  |         | 3 保 健 所 費     | 1,319,209  |
|  |         | 4 医 薬 費       | 5,505,932  |

|               |               |            |
|---------------|---------------|------------|
|               | 5 病 院 事 業 費   | 7,662,102  |
| 5 勞 働 費       |               | 5,281,829  |
|               | 1 勞 政 費       | 3,891,474  |
|               | 2 職 業 訓 練 費   | 1,279,478  |
|               | 3 勞 働 委 員 会 費 | 110,877    |
| 6 農 林 水 産 業 費 |               | 32,080,047 |
|               | 1 農 業 費       | 5,086,195  |
|               | 2 園 芸 費       | 740,053    |
|               | 3 畜 産 業 費     | 1,416,100  |
|               | 4 農 地 費       | 10,524,340 |
|               | 5 林 業 費       | 11,810,037 |
|               | 6 水 産 業 費     | 2,503,322  |
| 7 商 工 費       |               | 63,694,003 |
|               | 1 商 業 費       | 58,818,630 |
|               | 2 工 鉱 業 費     | 3,433,212  |
|               | 3 観 光 費       | 1,442,161  |
| 8 土 木 費       |               | 47,041,134 |

|    |       |                 |            |
|----|-------|-----------------|------------|
|    |       | 1 土 木 管 理 費     | 4,218,320  |
|    |       | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 22,172,207 |
|    |       | 3 河 川 海 岸 費     | 12,787,420 |
|    |       | 4 港 湾 費         | 3,339,004  |
|    |       | 5 都 市 計 画 費     | 3,451,906  |
|    |       | 6 住 宅 費         | 1,072,277  |
| 9  | 警 察 費 |                 | 21,212,362 |
|    |       | 1 警 察 管 理 費     | 18,859,835 |
|    |       | 2 警 察 活 動 費     | 2,352,527  |
| 10 | 教 育 費 |                 | 86,535,285 |
|    |       | 1 教 育 総 務 費     | 14,325,927 |
|    |       | 2 小 学 校 費       | 25,904,127 |
|    |       | 3 中 学 校 費       | 15,814,277 |
|    |       | 4 高 等 学 校 費     | 19,678,717 |
|    |       | 5 特 別 支 援 学 校 費 | 7,210,039  |
|    |       | 6 社 会 教 育 費     | 2,380,501  |
|    |       | 7 保 健 体 育 費     | 1,221,697  |

|                         |                           |                   |            |
|-------------------------|---------------------------|-------------------|------------|
| 11 災 害 復 旧 費            |                           | 10,357,588        |            |
|                         | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費   | 1,532,393         |            |
|                         | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費       | 8,725,195         |            |
|                         | 3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費 | 100,000           |            |
|                         | 12 公 債 費                  | 78,063,348        |            |
|                         | 1 公 債 費                   | 78,063,348        |            |
|                         | 13 諸 支 出 金                |                   | 29,100,424 |
|                         |                           | 1 地 方 消 費 税 清 算 金 | 12,705,385 |
|                         |                           | 2 利 子 割 交 付 金     | 66,133     |
|                         |                           | 3 配 当 割 交 付 金     | 1,125,956  |
| 4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 |                           | 732,438           |            |
| 5 地 方 消 費 税 交 付 金       |                           | 13,841,751        |            |
| 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金   |                           | 187,041           |            |
| 7 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金   |                           | 100               |            |
| 8 自 動 車 取 得 税 交 付 金     |                           | 441,554           |            |
| 9 利 子 割 精 算 金           |                           | 66                |            |
| 14 予 備 費                | 150,000                   |                   |            |

|     |         |             |
|-----|---------|-------------|
|     | 1 予 備 費 | 150,000     |
| 歳 出 | 合 計     | 485,102,000 |

第2表 債務負担行為

| 事 項                                       | 期 間                      | 限 度 額   |
|---|--------------------------|---|
| 奨学金返還支援費に係る補助金                            | 自 平成 28 年度<br>至 平成 46 年度 | 200,000千円   |
| ホームページ構築事業業務委託契約                          | 平 成 29 年 度               | 29,500千円  |
| 地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）         | 自 平成 28 年度<br>至 平成 38 年度 | 元金<br>1,179,000,000千円<br>及びこれに対する利<br>子相当額                              |
| 自動車税納税通知書等作成業務委託契約                        | 平 成 29 年 度               | 10,000千円  |
| 燃料電池自動車賃貸借契約                              | 自 平成 29 年度<br>至 平成 33 年度 | 27,000千円  |
| 公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約 | 平 成 29 年 度               | 融資額<br>36,800,000千円<br>及び金利3%並びに<br>延滞金及び違約金年<br>10.95%の範囲内<br>における損失補償 |
| 公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約 | 平 成 29 年 度               | 融資額 960,000千円<br>及び金利3%並びに<br>延滞金及び違約金年<br>10.95%の範囲内<br>における損失補償       |



|  |                      |  |
|--|----------------------|--|
| 公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約 | 自 平成28年度<br>至 平成34年度 | 融資額 239,662千円<br>に対するつきにかか<br>ける損失補償<br>償還期限到来後10か<br>月の期間満了の日<br>(以下「損失確定<br>日」という。)にお<br>いて、株式会社日本<br>政策金融公庫が弁済<br>を受けなかった元利<br>金合計額(遅延損害<br>金を含む。)及び損<br>失確定日の翌日から<br>補償履行の日までの<br>利率年11%の割合に<br>よる金額 |
| 県営かんがい排水事業工事請負契約                       | 平成29年度               | 20,000千円   |
| 広域営農団地農道整備事業工事請負契約                     | 平成29年度               | 60,000千円   |
| 県営農道整備事業工事請負契約                         | 平成29年度               | 10,000千円   |
| 老朽ため池等整備事業工事請負契約                       | 平成29年度               | 230,000千円  |
| 公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約     | 自 平成29年度<br>至 平成39年度 | 融資額 50,000千円<br>並びに延滞金及び違<br>約金年10.95%の範<br>囲内における損失補<br>償   |
| 徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証                   | 自 平成29年度<br>至 平成38年度 | 融資額<br>2,500,000千円<br>及び金利5%の範囲<br>内における債務保証   |
| 徳島県土地開発公社の用地取得等契約                      | 自 平成29年度<br>至 平成38年度 | 用地費、補償費等<br>2,500,000千円<br>及び金利5%の範囲<br>内の金額   |

|                    |           |             |
|--------------------|-----------|-------------|
| 道路維持作業用自動車売買契約     | 平成 29 年 度 | 5,000千円     |
| 道路局部改良事業工事請負契約     | 平成 29 年 度 | 30,000千円    |
| 道路改築事業工事請負契約       | 平成 29 年 度 | 350,000千円   |
| 緊急地方道路整備事業工事請負契約   | 平成 29 年 度 | 1,110,000千円 |
| 橋りょう修繕事業工事請負等契約    | 平成 29 年 度 | 30,000千円    |
| 公園整備事業工事請負等契約      | 平成 29 年 度 | 550,000千円   |
| 広域河川改修事業工事請負契約     | 平成 29 年 度 | 120,000千円   |
| 総合流域防災事業工事請負契約     | 平成 29 年 度 | 170,000千円   |
| 地震・高潮対策河川事業工事請負契約  | 平成 29 年 度 | 100,000千円   |
| 堰堤改良事業工事請負契約       | 平成 29 年 度 | 60,000千円    |
| 河川管理施設長寿命化事業工事請負契約 | 平成 29 年 度 | 60,000千円    |
| 床上浸水対策特別緊急事業工事請負契約 | 平成 29 年 度 | 240,000千円   |
| 海岸侵食対策事業工事請負契約     | 平成 29 年 度 | 90,000千円    |
| 河川等災害関連事業工事請負契約    | 平成 29 年 度 | 100,000千円   |
| 河川等施設災害復旧事業工事請負契約  | 平成 29 年 度 | 1,000,000千円 |
| 県単独港湾整備事業工事請負契約    | 平成 29 年 度 | 50,000千円    |
| 港湾施設災害復旧事業工事請負契約   | 平成 29 年 度 | 300,000千円   |

|                         |                    |             |
|-------------------------|--------------------|-------------|
| 徳島阿波おどり空港機能強化事業工事請負等契約  | 平成29年度             | 1,052,000千円 |
| 高校施設整備事業工事請負等契約         | 平成29年度             | 1,706,834千円 |
| 警察署整備事業業務委託契約           | 平成29年度             | 17,000千円    |
| 放置駐車違反処理システム電子計算機等賃貸借契約 | 自平成29年度<br>至平成33年度 | 108,427千円   |

第3表 地 方 債

| 起債の目的   | 限度額             | 起債の方法                          | 利率  | 償還の方法  |
|---------|-----------------|--------------------------------|---|--|
| 総務管理事業  | 千円<br>1,355,000 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |
| 企画事業    | 580,000         |                                |   |  |
| 市町村振興事業 | 800,000         |                                |   |  |
| 防災事業    | 2,137,000       |                                |   |  |
| 社会福祉事業  | 3,000           |                                |   |  |
| 児童福祉事業  | 5,000           |                                |   |  |
| 公衆衛生事業  | 10,000          |                                |   |  |
| 環境衛生事業  | 101,000         |                                |   |  |
| 職業訓練事業  | 16,000          |                                |   |  |
| 農地事業    | 2,154,000       |                                |   |  |

|               |            |  |  |  |
|---------------|------------|--|--|--|
| 林業治山事業        | 2,182,000  |  |  |  |
| 水産事業          | 695,000    |  |  |  |
| 観光事業          | 101,000    |  |  |  |
| 道路橋りょう事業      | 7,875,000  |  |  |  |
| 河川海岸事業        | 5,685,000  |  |  |  |
| 港湾事業          | 1,040,000  |  |  |  |
| 都市計画事業        | 1,241,000  |  |  |  |
| 住宅事業          | 57,000     |  |  |  |
| 警察関係事業        | 1,070,000  |  |  |  |
| 教育総務事業        | 2,500,000  |  |  |  |
| 高等学校整備事業      | 1,975,000  |  |  |  |
| 特別支援学校整備事業    | 14,000     |  |  |  |
| 社会教育事業        | 15,000     |  |  |  |
| 土木施設災害復旧事業    | 3,182,000  |  |  |  |
| 公用公共用施設災害復旧事業 | 93,000     |  |  |  |
| 臨時財政対策債       | 22,000,000 |  |  |  |
| 計             | 56,886,000 |  |  |  |

## 第 2 号

## 平成28年度徳島県用度事業特別会計予算

平成28年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,442,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款             | 項         | 金 額             |
|---------------|-----------|-----------------|
| 1 用 度 事 業 収 入 |           | 千円<br>1,442,219 |
|               | 1 財 産 収 入 | 200             |
|               | 2 繰 越 金   | 146,519         |
|               | 3 諸 収 入   | 1,295,500       |
| 歳 入           | 合 計       | 1,442,219       |

## 歳 出

| 款           | 項           | 金 額                         |
|-------------|-------------|-----------------------------|
| 1 用 度 事 業 費 |             | 1,442,219 <small>千円</small> |
|             | 1 用 度 事 業 費 | 1,442,219                   |
| 歳 出         | 合 計         | 1,442,219                   |

## 第 3 号

## 平成28年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,555,906千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                   | 項       | 金 額             |
|---------------------|---------|-----------------|
| 1 市 町 村 振 興 資 金 収 入 |         | 千円<br>2,555,906 |
|                     | 1 繰 越 金 | 1,226,844       |
|                     | 2 諸 収 入 | 1,329,062       |
| 歳 入 合 計             |         | 2,555,906       |

## 歳 出

| 款                     | 項                     | 金 額                         |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金 |                       | 2,555,906 <small>千円</small> |
|                       | 1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金 | 2,555,906                   |
| 歳 出                   | 合 計                   | 2,555,906                   |



## 第 4 号

## 平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,899千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款              | 項       | 金 額           |
|----------------|---------|---------------|
| 1 都市用水水源費負担金収入 |         | 千円<br>228,899 |
|                | 1 繰 入 金 | 194,817       |
|                | 2 諸 収 入 | 34,082        |
| 歳 入 合 計        |         | 228,899       |

## 歳 出

| 款            | 項                    | 金 額           |
|--------------|----------------------|---------------|
| 1 都市用水水源費負担金 |                      | 千円<br>228,899 |
|              | 1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金   | 70,385        |
|              | 2 正木ダム建設事業都市用水負担金    | 18,914        |
|              | 3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金 | 139,600       |
| 歳 出          | 合 計                  | 228,899       |

## 第 5 号

## 平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款              | 項     | 金 額           |
|----------------|-------|---------------|
| 1 母子父子寡婦福祉資金収入 |       | 千円<br>215,226 |
|                | 1 繰越金 | 108,741       |
|                | 2 諸収入 | 106,485       |
| 歳 入 合 計        |       | 215,226       |

歳 出

| 款               | 項               | 金 額           |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 |                 | 千円<br>215,226 |
|                 | 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 215,226       |
| 歳 出             | 合 計             | 215,226       |

## 第 6 号

## 平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,157,597千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款               | 項          | 金 額               |
|-----------------|------------|-------------------|
| 1 中小企業・雇用対策事業収入 |            | 千円<br>124,157,597 |
|                 | 1 使用料及び手数料 | 3,000             |
|                 | 2 財産収入     | 500               |
|                 | 3 繰入金      | 62,216,400        |
|                 | 4 諸収入      | 61,937,697        |

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 歳<br>入<br>合<br>計 | 124,157,597 |
|------------------|-------------|

## 歳 出

| 款              | 項              | 金 額                           |
|----------------|----------------|-------------------------------|
| 1 中小企業・雇用対策事業費 |                | 124,157,597 <small>千円</small> |
|                | 1 中小企業・雇用対策事業費 | 124,157,597                   |
| 歳 出 合 計        |                | 124,157,597                   |

## 第2表 債務負担行為

| 事 項                | 期 間                  | 限 度 額       |
|--------------------|----------------------|-------------|
| 企業立地促進事業に係る補助金交付指令 | 自 平成29年度<br>至 平成36年度 | 2,000,000千円 |

## 第 7 号

## 平成28年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,133,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                       | 項       | 金 額             |
|-------------------------|---------|-----------------|
| 1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入 |         | 千円<br>3,133,469 |
|                         | 1 繰 越 金 | 3,027,834       |
|                         | 2 諸 収 入 | 105,635         |
| 歳 入 合 計                 |         | 3,133,469       |

歳 出

| 款              | 項              | 金 額                         |
|----------------|----------------|-----------------------------|
| 1 中小企業近代化資金貸付金 |                | 3,133,469 <small>千円</small> |
|                | 1 中小企業近代化資金貸付金 | 3,133,469                   |
| 歳 出            | 合 計            | 3,133,469                   |



## 第 8 号

## 平成28年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成28年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款            | 項         | 金 額           |
|--------------|-----------|---------------|
| 1 徳島ビル管理事業収入 |           | 千円<br>109,087 |
|              | 1 財 産 収 入 | 21,995        |
|              | 2 繰 越 金   | 87,082        |
|              | 3 諸 収 入   | 10            |
| 歳 入          | 合 計       | 109,087       |

## 歳 出

| 款           | 項           | 金 額           |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 徳島ビル管理事業費 |             | 千円<br>109,087 |
|             | 1 徳島ビル管理事業費 | 109,087       |
| 歳 出         | 合 計         | 109,087       |

## 第 9 号

## 平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                 | 項       | 金 額          |
|-------------------|---------|--------------|
| 1 農 業 改 良 資 金 収 入 |         | 千円<br>27,404 |
|                   | 1 繰 入 金 | 350          |
|                   | 2 繰 越 金 | 23,782       |
|                   | 3 諸 収 入 | 3,272        |
| 歳 入               | 合 計     | 27,404       |

## 歳 出

| 款                   | 項                   | 金 額          |
|---------------------|---------------------|--------------|
| 1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金 |                     | 千円<br>27,404 |
|                     | 1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金 | 27,404       |
| 歳 出                 | 合 計                 | 27,404       |

## 第 10 号

## 平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,306千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                 | 項       | 金 額           |
|-------------------|---------|---------------|
| 1 林 業 改 善 資 金 収 入 |         | 千円<br>102,306 |
|                   | 1 繰 入 金 | 2,303         |
|                   | 2 繰 越 金 | 88,648        |
|                   | 3 諸 収 入 | 11,355        |
| 歳 入               | 合 計     | 102,306       |

歳 出

| 款           | 項           | 金 額           |
|-------------|-------------|---------------|
| 1 林業改善資金貸付金 |             | 千円<br>102,306 |
|             | 1 林業改善資金貸付金 | 102,306       |
| 歳 出         | 合 計         | 102,306       |

## 第 11 号

## 平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款             | 項         | 金 額           |
|---------------|-----------|---------------|
| 1 県有林県行造林事業収入 |           | 千円<br>229,769 |
|               | 1 財 産 収 入 | 114,903       |
|               | 2 繰 入 金   | 114,551       |
|               | 3 繰 越 金   | 100           |
|               | 4 諸 収 入   | 215           |
| 歳 入 合 計       |           | 229,769       |

## 歳 出

| 款            | 項            | 金 額           |
|--------------|--------------|---------------|
| 1 県有林県行造林事業費 |              | 千円<br>229,769 |
|              | 1 県有林県行造林事業費 | 229,769       |
| 歳 出          | 合 計          | 229,769       |



## 第 12 号

## 平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,066千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款            | 項     | 金 額          |
|--------------|-------|--------------|
| 1 沿岸漁業改善資金収入 |       | 千円<br>81,066 |
|              | 1 繰入金 | 1,064        |
|              | 2 繰越金 | 41,580       |
|              | 3 諸収入 | 38,422       |
| 歳 入          | 合 計   | 81,066       |

## 歳 出

| 款             | 項             | 金 額          |
|---------------|---------------|--------------|
| 1 沿岸漁業改善資金貸付金 |               | 千円<br>81,066 |
|               | 1 沿岸漁業改善資金貸付金 | 81,066       |
| 歳 出           | 合 計           | 81,066       |

## 第 13 号

## 平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,931,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款               | 項         | 金 額             |
|-----------------|-----------|-----------------|
| 1 公用地公共用地取得事業収入 |           | 千円<br>1,931,087 |
|                 | 1 財 産 収 入 | 929,944         |
|                 | 2 繰 入 金   | 700,000         |
|                 | 3 繰 越 金   | 300,843         |
|                 | 4 諸 収 入   | 300             |
| 歳 入             | 合 計       | 1,931,087       |

## 歳 出

| 款              | 項              | 金 額                     |
|----------------|----------------|-------------------------|
| 1 公用地公共用地取得事業費 |                | 1,931,087 <sup>千円</sup> |
|                | 1 公用地公共用地取得事業費 | 1,915,916               |
|                | 2 土地開発基金積立金    | 15,171                  |
| 歳 出 合 計        |                | 1,931,087               |

## 第 14 号

## 平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,071,367千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款           | 項          | 金 額             |
|-------------|------------|-----------------|
| 1 流域下水道事業収入 |            | 千円<br>1,071,367 |
|             | 1 分担金及び負担金 | 289,949         |
|             | 2 国庫支出金    | 206,000         |
|             | 3 繰入金      | 390,418         |
|             | 4 県債       | 185,000         |

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 歳<br>入<br>合<br>計 | 1,071,367 |
|------------------|-----------|

## 歳 出

| 款          | 項              | 金 額             |
|------------|----------------|-----------------|
| 1 流域下水道事業費 |                | 千円<br>1,071,367 |
|            | 1 旧吉野川流域下水道事業費 | 1,071,367       |
| 歳 出 合 計    |                | 1,071,367       |

## 第2表 地 方 債

| 起 債 の 目 的   | 限 度 額         | 起 債 の 方 法  | 利 率   | 償 還 の 方 法  |
|-------------|---------------|------------|---|--|
| 旧吉野川流域下水道事業 | 千円<br>185,000 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |

## 第 15 号

## 平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,321,655千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                   | 項                 | 金 額             |
|---------------------|-------------------|-----------------|
| 1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入 |                   | 千円<br>4,321,655 |
|                     | 1 使 用 料 及 び 手 数 料 | 770,098         |
|                     | 2 財 産 収 入         | 643,886         |
|                     | 3 繰 入 金           | 950,000         |
|                     | 4 諸 収 入           | 13,671          |

|   |     |   |           |
|---|-----|---|-----------|
|   | 5 県 | 債 | 1,944,000 |
| 歳 | 入   | 合 | 計         |
|   |     |   | 4,321,655 |

## 歳 出

| 款          | 項                    | 金 | 額               |
|------------|----------------------|---|-----------------|
| 1 港湾等整備事業費 |                      |   | 千円<br>4,321,655 |
|            | 1 港湾等整備事業費           |   | 3,665,938       |
|            | 2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費 |   | 373,374         |
|            | 3 徳島小松島港津田地区整備事業費    |   | 70,000          |
|            | 4 空港周辺整備事業費          |   | 212,343         |
| 歳          | 出                    | 合 | 計               |
|            |                      |   | 4,321,655       |

## 第2表 地 方 債

| 起債の目的             | 限度額             | 起債の方法      | 利率  | 償還の方法  |
|-------------------|-----------------|------------|---|--|
| 港湾等整備事業           | 千円<br>1,904,000 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |
| 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業 | 40,000          |            |   |  |
| 計                 | 1,944,000       |            |   |  |



## 第 16 号

## 平成28年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成28年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款                   | 項         | 金 額          |
|---------------------|-----------|--------------|
| 1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入 |           | 千円<br>80,785 |
|                     | 1 財 産 収 入 | 621          |
|                     | 2 繰 越 金   | 27,662       |
|                     | 3 諸 収 入   | 52,502       |
| 歳 入                 | 合 計       | 80,785       |

## 歳 出

| 款                     | 項                   | 金 額          |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費 |                     | 千円<br>80,785 |
|                       | 1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費 | 80,785       |
| 歳 出                   | 合 計                 | 80,785       |

## 第 17 号

## 平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ321,929千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款           | 項         | 金 額           |
|-------------|-----------|---------------|
| 1 奨 学 金 収 入 |           | 千円<br>321,929 |
|             | 1 財 産 収 入 | 923           |
|             | 2 繰 越 金   | 130,257       |
|             | 3 諸 収 入   | 190,749       |
| 歳 入         | 合 計       | 321,929       |

## 歳 出

| 款             | 項             | 金 額           |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 奨 学 金 貸 付 金 |               | 千円<br>321,929 |
|               | 1 奨 学 金 貸 付 金 | 321,929       |
| 歳 出           | 合 計           | 321,929       |

## 第 18 号

## 平成28年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成28年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,178,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款         | 項         | 金 額             |
|-----------|-----------|-----------------|
| 1 証 紙 収 入 |           | 千円<br>3,178,000 |
|           | 1 証 紙 収 入 | 2,471,077       |
|           | 2 繰 越 金   | 706,923         |
| 歳 入 合 計   |           | 3,178,000       |

歳 出

| 款       | 項             | 金 額                         |
|---------|---------------|-----------------------------|
| 1 繰 出 金 |               | 3,178,000 <small>千円</small> |
|         | 1 他 会 計 繰 出 金 | 3,178,000                   |
| 歳 出     | 合 計           | 3,178,000                   |

## 第 19 号

## 平成28年度徳島県公債管理特別会計予算

平成28年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,018,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款             | 項       | 金 額               |
|---------------|---------|-------------------|
| 1 公 債 管 理 収 入 |         | 千円<br>116,018,000 |
|               | 1 繰 入 金 | 67,876,000        |
|               | 2 県 債   | 48,142,000        |
| 歳 入           | 合 計     | 116,018,000       |

## 歳 出

| 款       | 項       | 金 額               |
|---------|---------|-------------------|
| 1 公 債 費 |         | 千円<br>116,018,000 |
|         | 1 公 債 費 | 116,018,000       |
| 歳 出     | 合 計     | 116,018,000       |

## 第2表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額            | 起 債 の 方 法                      | 利 率    | 償 還 の 方 法  |
|-----------|------------------|--------------------------------|--------|--|
| 借換債       | 千円<br>48,142,000 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） | 年 5%以内 | 融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |



## 第 20 号

## 平成28年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成28年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,480,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款             | 項             | 金 額              |
|---------------|---------------|------------------|
| 1 給 与 振 替 収 入 |               | 千円<br>30,480,249 |
|               | 1 給 与 振 替 収 入 | 30,480,249       |
| 歳 入           | 合 計           | 30,480,249       |

## 歳 出

| 款       | 項       | 金 額                          |
|---------|---------|------------------------------|
| 1 給 与 費 |         | 30,480,249 <small>千円</small> |
|         | 1 給 与 費 | 30,480,249                   |
| 歳 出     | 合 計     | 30,480,249                   |

## 第 21 号

## 平成 28 年度 徳 島 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成28年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 病 床 数         | 790床        |
| (2) 年 間 患 者 数     |             |
| 入 院               | 204,765人    |
| 外 来               | 266,571人    |
| (3) 1 日 平 均 患 者 数 |             |
| 入 院               | 561人        |
| 外 来               | 1,097人      |
| (4) 主要な建設改良事業     |             |
| 病院増改築工事費          | 3,769,446千円 |
| 医療器械及び備品購入費       | 813,525千円   |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 収 入               |              |
| 第 1 款 病 院 事 業 収 益 | 21,784,689千円 |
| 第 1 項 医 業 収 益     | 18,196,509千円 |
| 第 2 項 医 業 外 収 益   | 3,588,180千円  |
| 支 出               |              |
| 第 1 款 病 院 事 業 費 用 | 22,770,212千円 |
| 第 1 項 医 業 費 用     | 22,013,261千円 |

第2項 医 業 外 費 用 756,951千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,324,837千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,786千円及び過年度分損益勘定留保資金1,315,051千円で補てんするものとする。）。

収 入

|               |             |
|---------------|-------------|
| 第1款 資本的収入     | 9,239,071千円 |
| 第1項 企業債       | 4,511,000千円 |
| 第2項 負担金       | 727,302千円   |
| 第3項 他会計からの借入金 | 4,000,000千円 |
| 第4項 補助金       | 769千円       |

支 出

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 第1款 資本的支出        | 10,563,908千円 |
| 第1項 建設改良費        | 4,635,305千円  |
| 第2項 企業債償還金       | 1,645,526千円  |
| 第3項 他会計からの借入金償還金 | 4,283,077千円  |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                     | 期 間                  | 限 度 額     |
|-------------------------|----------------------|-----------|
| 県立病院電子カルテシステム整備支援業務委託契約 | 自 平成29年度<br>至 平成30年度 | 60,000千円  |
| 海部病院医療器械・備品整備事業業務委託等契約  | 自 平成29年度<br>至 平成34年度 | 290,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的  | 限度額             | 起債の方法      | 利率  | 償還の方法  |
|--------|-----------------|------------|---|--|
| 病院整備事業 | 千円<br>4,511,000 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,342,292千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,820,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

|            | 種類   | 名称        | 数量 |
|------------|------|-----------|----|
| (1) 取得する資産 | 医療器械 | X線CT装置    | 一式 |
|            | 備品   | 電子カルテシステム | 一式 |

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 22 号

## 平成 28 年度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成28年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|            |          |                     |
|------------|----------|---------------------|
| (1) 供給電力量  | 水力発電所    | 326, 100, 000 k W h |
|            | 太陽光発電所   | 4, 636, 000 k W h   |
| (2) 建設改良工事 | 既設設備改良工事 | 883, 378千円          |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|             |     |   |               |
|-------------|-----|---|---------------|
|             | 収   | 入 |               |
| 第 1 款 事 業   | 収 益 |   | 3, 321, 494千円 |
| 第 1 項 営 業   | 収 益 |   | 3, 292, 824千円 |
| 第 2 項 財 務   | 収 益 |   | 21, 177千円     |
| 第 3 項 事 業 外 | 収 益 |   | 7, 493千円      |
|             | 支   | 出 |               |
| 第 1 款 事 業   | 費 用 |   | 3, 033, 796千円 |
| 第 1 項 営 業   | 費 用 |   | 2, 917, 933千円 |
| 第 2 項 財 務   | 費 用 |   | 12千円          |
| 第 3 項 事 業 外 | 費 用 |   | 110, 851千円    |
| 第 4 項 特 別   | 損 失 |   | 2, 000千円      |
| 第 5 項 予 備   | 費   |   | 3, 000千円      |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 310, 441千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額65,380千円、中小水力発電開発改良積立金578,957千円及び過年度分損益勘定留保資金666,104千円で補てんするものとする。)

| 収 入              |             |
|------------------|-------------|
| 第1款 資本的 収 入      | 472,937千円   |
| 第1項 固定資産売却代      | 783千円       |
| 第2項 他会計長期貸付金等返還金 | 472,154千円   |
| 支 出              |             |
| 第1款 資本的 支 出      | 1,783,378千円 |
| 第1項 建設改良費        | 883,378千円   |
| 第2項 投 資          | 900,000千円   |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                | 期 間                  | 限 度 額   |
|--------------------|----------------------|---------|
| 川口ダム案内誘導用ロボット賃貸借契約 | 自 平成29年度<br>至 平成31年度 | 4,290千円 |
| 燃料電池自動車賃貸借契約       | 自 平成29年度<br>至 平成33年度 | 9,000千円 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

|               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 1,058,246千円 |
| (2) 交 際 費     | 109千円       |

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。



平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 23 号

## 平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|             |                          |                |                          |
|-------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
| (1) 給水事業所数  | 33                       | 吉野川北岸工業用水道     | 22                       |
|             |                          | 阿南工業用水道        | 11                       |
| (2) 年間総給水量  | 66,546,800m <sup>3</sup> | 吉野川北岸工業用水道     | 38,624,300m <sup>3</sup> |
|             |                          | 阿南工業用水道        | 27,922,500m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均給水量 | 182,320m <sup>3</sup>    | 吉野川北岸工業用水道     | 105,820m <sup>3</sup>    |
|             |                          | 阿南工業用水道        | 76,500m <sup>3</sup>     |
| (4) 建設改良工事  |                          | 吉野川北岸工業用水道改良工事 | 726,600千円                |
|             |                          | 阿南工業用水道改良工事    | 545,759千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|         |   |   |             |
|---------|---|---|-------------|
|         | 収 | 入 |             |
| 第1款 事業  | 収 | 益 | 1,208,510千円 |
| 第1項 営業  | 収 | 益 | 1,145,399千円 |
| 第2項 営業外 | 収 | 益 | 63,111千円    |
|         | 支 | 出 |             |
| 第1款 事業  | 費 | 用 | 1,110,161千円 |
| 第1項 営業  | 費 | 用 | 1,039,336千円 |
| 第2項 営業外 | 費 | 用 | 70,825千円    |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額561,168千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,319千円及び過年度分損益勘定留保資金467,849千円で補てんするものとする。）。

| 収 入          |             |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的収入    | 900,003千円   |
| 第1項 固定資産売却代  | 3千円         |
| 第2項 他会計長期借入金 | 900,000千円   |
| 支 出          |             |
| 第1款 資本的支出    | 1,461,171千円 |
| 第1項 建設改良費    | 1,272,359千円 |
| 第2項 企業債償還金   | 188,812千円   |

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                   | 期 間    | 限 度 額     |
|-----------------------|--------|-----------|
| 長岸水管橋撤去事業工事請負契約       | 平成29年度 | 51,000千円  |
| 鳴門配水本管（撫養）布設替事業工事請負契約 | 平成29年度 | 156,000千円 |

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

|               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 226,865千円 |
| (2) 交 際 費     | 15千円      |

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 24 号

## 平成28年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,153千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入           |  |         |
|---------------|--|---------|
| 第1款 事業 収 益    |  | 9,221千円 |
| 第1項 営 業 収 益   |  | 7,740千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 |  | 1,481千円 |
| 支 出           |  |         |
| 第1款 事 業 費 用   |  | 1,516千円 |
| 第1項 営 業 費 用   |  | 1,515千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 |  | 1千円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,923千円は、過年度分損益勘定留保資金36,923千円で補てんするものとする。)

| 収 入             |  |          |
|-----------------|--|----------|
| 第1款 資 本 的 収 入   |  | 33,077千円 |
| 第1項 他会計長期貸付金返還金 |  | 33,077千円 |
| 支 出             |  |          |
| 第1款 資 本 的 支 出   |  | 70,000千円 |

第1項 投 資 70,000千円  
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 25 号

## 平成28年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |          |         |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数     | 525台     |         |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 5,619千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|               |  |          |
|---------------|--|----------|
| 収 入           |  |          |
| 第1款 事 業 収 益   |  | 76,374千円 |
| 第1項 営 業 収 益   |  | 75,033千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 |  | 1,341千円  |
| 支 出           |  |          |
| 第1款 事 業 費 用   |  | 64,357千円 |
| 第1項 営 業 費 用   |  | 64,351千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 |  | 6千円      |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,619千円は、過年度分損益勘定留保資金5,619千円で補てんするものとする。）。

|               |  |         |
|---------------|--|---------|
| 支 出           |  |         |
| 第1款 資 本 的 支 出 |  | 5,619千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 |  | 5,619千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成28年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第二十六号

## 興行場法施行条例の一部改正について

興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和五十九年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「入場者が利用しやすい適当な」を「施設の出入口から極力離れた」に改め、同条第七号中「附近」を「付近」に改める。

第五条中「客席に流入しない」を「喫煙室の外に流れ出ない」に改める。

第六条第一号中「附近」を「付近」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 各階における便所（第一号ただし書の規定に該当する場合を含む。）の便器の数は、次の要件を備えること。

イ 男性用便器及び女性用便器の数は、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の入場者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとするとともに、特に混雑が予想される施設においては、できる限り待ち時間の男女均等化が図られるよう努めること。

ロ 男性用便器及び女性用便器の数の合計数は、次の表の各号の上欄に掲げる客席の床面積（第一号ただし書の規定に該当する場合にあつては、入場者の便所ごとの利用状況に応じ、各階の客席の床面積を便所ごとに配分したときの便所ごとの客席の床面積。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該各号の下欄に掲げる数以上であること。

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 一 三百平方メートル以下の場合            | 客席の床面積十五平方メートルにつき一として計算した数                       |
| 二 三百平方メートルを超え六百平方メートル以下の場合 | 二十に三百平方メートルを超える客席の床面積二十平方メートルにつき一として計算した数を加算した数  |
| 三 六百平方メートルを超え九百平方メートル以下の場合 | 三十五に六百平方メートルを超える客席の床面積三十平方メートルにつき一として計算した数を加算した数 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 四 九百平方メートルを超える場合 | 四十五に九百平方メートルを超える客席の床面積六十平方メートルにつき一として計算した数を加算した数 |
|------------------|--|

ハ 男性用の大便器の数は、男性用の小便器の数を五で除して得た数以上であること。

第六条第七号を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第二条第一項の許可を受けて興行場を経営している者がその営業の用に供している施設及び現に申請がなされている同項の許可に係る興行場の営業に供する施設については、当該施設の改築又は増築が行われるまでの間は、改正後の第三条第三号、第五条及び第六条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案理由

興行場の公衆衛生上講すべき措置について、暮らしの質の向上のための取組の必要性等に鑑み、興行場における喫煙室及び便所の構造設備の基準について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十七号

## 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定について

徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例

(目的)

**第一条** この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十二号の二に規定する自転車をいう。
- 二 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 三 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 四 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
- 五 歩道 法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。
- 六 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 七 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。

(県の責務)

**第三条** 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な計画を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

**第四条** 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守して、歩行者及び自動車等の通行に十分配慮するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

一 道路において自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。

二 障がい者、高齢者その他の安全に配慮が必要と認められる者が通行する歩道においては、自転車を押して歩き、その通行を妨げないようにすること。

三 自転車には、反射器材、前照灯その他の安全な通行を確保するために必要となる器具を備え付けること。

(自動車等運転者の責務)

**第五条** 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(県民の役割)

**第六条** 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第七条** 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

**第八条** 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を企画し、県民の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

(自転車安全適正利用推進計画)

**第九条** 知事は、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策及び県民等の取組を総合的に推進するための計画(以下この条において「自転車安全適正利用推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、自転車安全適正利用推進計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、自転車安全適正利用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、自転車安全適正利用推進計画の変更について準用する。

(県民に対する自転車交通安全教育)

**第十条** 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を行うものとする。

(学校等における自転車交通安全教育)

**第十一条** 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その従業員に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

**第十二条** 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

- 2 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

(点検整備の実施)

**第十三条** 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、自転車関係法令に規定する基準その他の自転車の安全性に関する基準に適合するよう、自転車の点検及び整備を業として行う者による点検及び整備を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、前項に規定する点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

**第十四条** 自転車を利用する者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（次条第二項において「自転車損害賠償保険等」という。）への加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、前項に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。

（広報、啓発等）

**第十五条** 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、県民、自転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自転車小売業者等の情報提供等）

**第十六条** 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

（自転車に係る利用環境の向上）

**第十七条** 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

**第十八条** 県は、自転車の安全で適正な利用に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

**第十九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十八号

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部改正について

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例

徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

|                              |   |                                |       |
|------------------------------|---|--------------------------------|-------|
| 「第六章 徳島県消費生活審議会（第四十二条―第四十七条） |   | 「第六章 徳島県消費者情報センター（第四十二条―第四十六条） |       |
| 目次中 第七章 雑則（第四十八条―第五十三条）      | を | 第七章 徳島県消費生活審議会（第四十七条―第五十二条）    |       |
| 第八章 罰則（第五十四条―第五十六条）          | 「 | 第八章 雑則（第五十三条―第五十八条）            | に改める。 |
|                              |   | 第九章 罰則（第五十九条―第六十一条）            | 」     |

第二十七条の二第一項第一号中「第五十二条第一号」を「第五十七条第一号」に改める。

第五十六条を第六十一条とする。

第五十五条中「第五十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十四条を第五十九条とする。

第八章を第九章とする。

第七章中第五十三条を第五十八条とする。

第五十二条第三号及び第四号中「第五十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十一条を第五十六条とし、第四十八条から第五十条までを五条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とする。

第六章中第四十七条を第五十二条とし、第四十二条から第四十六条までを五条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

## 第六章 徳島県消費者情報センター

(設置)

**第四十二条** 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条第一項の規定に基づき、消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援を図るため、徳島県消費者情報センター(以下「センター」という。)を徳島市徳島町に設置する。

(業務)

**第四十三条** センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務を行うこと。
- 二 消費者教育(消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者教育をいう。)に関すること。
- 三 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(職員)

**第四十四条** センターに、所長その他必要な職員を置く。

(情報の適正管理)

**第四十五条** 知事は、第四十三条各号に掲げる業務の実施により得られた情報(徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十二号)第十条第二項の規定により措置が講じられているものを除く。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(補則)

**第四十六条** この章に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、徳島県消費者情報センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十九号

## 職員の退職管理に関する条例の制定について

職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

**第二条** 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

**第三条** 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業以外の法人をいう。）その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合

に限る。)又は営利企業(法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。)の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員法の一部が改正され、退職管理に関する規定が設けられたことに伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十号

## 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項を削る。

第四条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「職務の級に分類するものとし」を「職務の等級に分類するものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が任命権者と協議して、人事委員会規則で定める」を「別表第四に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第五条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第三項中「こえては」を「超えては」に改める。

第五条の二第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十一条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

第十四条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一中「選抜の級」を「選抜の等級」に改める。

別表第二中「選抜の級」を「選抜の等級」に改め、同表の備考中「選抜級」を「選抜等級」に改める。

別表第三中「選抜の級」を「選抜の等級」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第四 等級別基準職務表（第四条関係）

イ 行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務  |
|-------|--|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務  |
| 2級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務   |
| 3級    | 主任の職務  |
| 4級    | 1 主査の職務<br>2 係長の職務   |
| 5級    | 課長補佐の職務  |
| 6級    | 1 本庁等の課長，総合県民局の副部長又は本庁構成機関等の長の職務<br>2 本庁等の担当室長若しくは総合県民局の次長の職務又は本庁構成機関等の長の補佐の職務<br>3 副課長又は総合県民局若しくは本庁構成機関等の課長の職務                                    |
| 7級    | 1 本庁等の次長，総合県民局の部長又は困難な業務を行う本庁構成機関等の長の職務<br>2 困難な業務を行う本庁等の課長の職務又は困難な業務を行う本庁構成機関等の長の補佐の職務  |
| 8級    | 1 本庁の局長，困難な業務を行う委員会等の事務局長，総合県民局の副局長又は困難な業務を行う規模の大きい本庁構成機関等の長の職務<br>2 本庁の副部長若しくは委員会等の事務局長の職務，困難な業務を行う委員会等の事務局長の補佐の職務又は困難な業務を行う規模の大きい本庁構成機関等の長の補佐の職務 |
| 9級    | 1 本庁の部長，会計管理者，困難な業務を行う委員会等の事務局長又は総合県民局の長の職務<br>2 困難な業務を行う本庁の局長，困難な業務を行う規模の大きい委員会等の事務局の局長又は特に困難な業務を行う規模の大きい本庁構成機関等の長の職務                             |

## ロ 研究職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務  |
|-------|--|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務  |
| 2級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                             |
| 3級    | 1  上席研究員の職務<br>2  専門研究員の職務<br>3  研究係長の職務<br>4  主任の職務 |
| 4級    | 試験研究機関又は教育機関の課長の職務                                   |
| 5級    | 研究部長又は教育機関の長の職務                                      |

ハ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務   |
|-------|---|
| 1 級   | 医療業務を行う職務   |
| 2 級   | 1 係長の職務<br>2 主任の職務  |
| 3 級   | 1 本庁の課長, 総合県民局の副部長又は本庁構成機関の長の職務<br>2 課長補佐の職務              |
| 4 級   | 1 本庁の部長の職務<br>2 本庁の副部長の職務<br>3 本庁の次長又は困難な業務を行う本庁構成機関の長の職務 |



## 二 医療職給料表（二）等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                                   |
|-------|---|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務                               |
| 2級    | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                    |
| 3級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                  |
| 4級    | 主任の職務                                     |
| 5級    | 1 課長補佐の職務<br>2 主査の職務<br>3 係長の職務           |
| 6級    | 1 本庁構成機関の長の補佐の職務<br>2 総合県民局又は本庁構成機関の課長の職務 |
| 7級    | 1 本庁構成機関の長の職務<br>2 困難な業務を行う本庁構成機関の長の補佐の職務 |
| 8級    | 困難な業務を行う本庁構成機関の長の職務                       |

ホ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務   |
|-------|---|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務   |
| 2級    | 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務  |
| 3級    | 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務  |
| 4級    | 主任の職務   |
| 5級    | 1 課長補佐の職務<br>2 主査の職務<br>3 係長の職務   |
| 6級    | 1 本庁構成機関の長の職務<br>2 総合県民局の次長の職務又は本庁構成機関の長の補佐の職務<br>3 総合県民局又は本庁構成機関の課長の職務 |
| 7級    | 困難な業務を行う本庁構成機関の長の職務   |

備考

- 1 この表において「本庁」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき知事の直近下位の内部組織として設置された部及び局並びに同項の規定に基づき当該部及び局の下に設置された内部組織並びに同法第171条第5項の規定に基づき設置された組織をいう。
- 2 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条第1項の規定により議会に置かれた事務局並びに同法第138条の4第1項の規定により置かれた委員会及び委員の事務局をいう。
- 3 この表において「本庁等」とは、本庁及び委員会等の事務局をいう。
- 4 この表において「総合県民局」とは、地方自治法第155条第1項の規定に基づき地方事務所として設置された徳島県総合県民局をいう。
- 5 この表において「本庁構成機関」とは、地方自治法第156条第1項の規定に基づき設置された行政機関、同法第158条第1項の規定に基づき設置された機関及び同法第244条第1項の規定に基づき設置された公の施設であつて、本庁を構成するものをいう。
- 6 この表において「教育機関」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき設置された教育機関（学校を除く。）をいう。
- 7 この表において「本庁構成機関等」とは、本庁構成機関及び教育機関をいう。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

### (職務の等級への切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する職員(次項から附則第五項までの規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)の施行日における職務の等級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に相当する職務の等級とする。

### (等級別基準職務表に掲げる職務の等級の特例)

3 施行日の前日における職務が附則別表に掲げられている職務(当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものを含む。以下「特定職務」という。)であった職員であつて同日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が同表に掲げられている職務の級であったものの職務の等級は、改正後の第四条第四項の規定にかかわらず、施行日から当該職員が特定職務(施行日の前日におけるその者の職務と同表に掲げる給料表の種類及び職務の等級の区分を同じくするものに限る。)以外の職務に異動等をする日の前日までの間、旧級に対応する同表の職務の等級欄に定める職務の等級とする。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、決定することができる。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、決定することができる。

6 前三項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、決定することができる。

### (施行日における号俸)

7 附則第二項及び第三項の規定により施行日における職務の等級を決定される職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸とする。

### (人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

### (職員の旅費に関する条例等の一部改正)

9 次に掲げる条例の規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

- 一 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第十二条
- 二 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）第六条の四第三項
- 三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第六条及び第十六条

## 附則別表（附則第三項関係）

| 給料表の種類    | 職務の級 | 職務の等級 | 職務       |
|-----------|------|-------|----------|
| 行政職給料表    | 3級   | 3級    | 主任主事の職務  |
|           | 4級   | 4級    | 主任の職務    |
|           | 6級   | 6級    | 課長補佐の職務  |
| 研究職給料表    | 4級   | 4級    | 上席研究員の職務 |
| 医療職給料表（二） | 5級   | 5級    | 主任の職務    |
| 医療職給料表（三） | 4級   | 4級    | 主任主事の職務  |
|           | 5級   | 5級    | 主任の職務    |

**提案理由**

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十一号

## 知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

**第二条** 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて平成二十七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第三十二号

## 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第二条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第三条** 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第四条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条の規定は、平成二十八年度以後の各年度に係る人事行政の運営の状況に関する報告について適用し、平成二十七年度に係る人事行政の運営の状況に関する報告については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号

## 行政不服審査法施行条例の制定について

行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 行政不服審査法施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類の写し等の交付手数料)

**第二条** 法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円（画面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）
- 1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円（画面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円）
- 2 前二号に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額

3 手数料の納付の時期及び方法については、規則で定める。

4 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

**第三条** 審理員（法第九条第三項に規定する場合にあつては、審査庁。以下同じ。）は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除すること

ができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（再審査請求）

**第四条** 前三条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |                         |  |
|--------|-------------------------|--|
| 第二条第一項 | 法                       | 法第六十六条第一項において読み替えて準用する法                              |
| 第三条第一項 | 法第九条第三項に規定する場合にあつては、審査庁 | 再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあつては、再審査庁 |
|        | 第三十八条第一項                | 第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項                       |
| 第二条第二項 | 法                       | 法第六十六条第一項において読み替えて準用する法                              |

（調査審議の手續の併合又は分離）

**第五条** 徳島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条に規定する審査関係人にその旨を通知しなければならない。

（主張書面の写し等の交付）

**第六条** 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を審査会に提出してしなければ

ならない。

- 一 交付に係る法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
  - 二 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次項各号に掲げる交付の方法をいう。）
  - 三 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第八条に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨
- 2 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。
- 一 対象主張書面等の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
  - 二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付  
（主張書面の写し等の交付手数料）

**第七条** 第二条及び第三条の規定は、法第八十一条第三項において読み替えて準用する法第七十八条第四項に規定する手数料（次条において「手数料」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |  |                           |
|--------|--|---------------------------|
| 第二条第一項 | 第三十八条第一項                               | 第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項 |
| 第三条第一項 | 審理員（法第九条第三項に規定する場合にあつては、審査庁。<br>以下同じ。） | 徳島県行政不服審査会                |
|        | 第三十八条第一項                               | 第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項 |
| 第三条第二項 | 第三十八条第一項                               | 第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項 |
|        | 審理員                                    | 徳島県行政不服審査会                |

（送付による主張書面の写し等の交付）

**第八条** 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

行政不服審査法が施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十四号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県税条例の一部改正)

**第一条** 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の給与に関する条例(昭和三十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

**第三条** 徳島県学校職員給与条例(昭和三十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第四条** 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第五条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正）

**第六条** 徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「手数料の納付の時期及び方法」に改め、同条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 別表の七十四の項に掲げる事務に係る手数料の納付の時期及び方法については、規則で定める。

第四条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第 号）第三条の規定は、別表の七十四の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。

別表に次のように加える。

七十四 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付

イ 土地改良法（昭和三十四年法律第九十五号）第九条第三項（同法第四十八条第九項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）

ロ 土地改良法第五十二条の三第二項（同法第五十三条の四第二項（同法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九条第三項

ハ 土地改良法第九十八条第七項（同法第百一条において準用する場合を含む。）

ニ 土地改良法第九十九条第九項（同法第百条第二項（同法第百一条において準用する場

1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）

2 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円（両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円）

3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額



合を含む。)、第百条の二第二項(同法第百十一条において準用する場合を含む。 )及び第百十一条において準用する場合を含む。)

ホ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第七条第四項

ヘ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十一条第七項(同法第十三条第四項において準用する場合を含む。)

ト 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第九項

チ 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十二条において準用する土地改良法第九十九条第九項

リ 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第六条において準用する土地改良法第九十九条第九項

(徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正)

**第七条** 徳島県県土整備関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「手数料の納付の時期及び方法」に改め、同条中「手数料は」を「手数料(次項の手数料を除く。 )は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の百五の項に掲げる事務に係る手数料の納付の時期及び方法については、規則で定める。

第五条中「手数料は」を「手数料(次項の手数料を除く。 )は」に改め、同条に次の一項を加える。

2 行政不服審査法施行条例(平成二十八年徳島県条例第 号)第三条の規定は、別表第一の百五の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。別表第一に次のように加える。

百五 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定に基づき書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付

イ 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一条において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十九条第九項

1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円(両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)

2 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラ



る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十三条第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十四条第一項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(提出資料の写しの送付等)

**第二十五条の二** 審査会は、第二十四条第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書若しくは資料の写し又は当該意見書若しくは資料(電磁的記録である場合に限る。)に記録された事項を記載した書面を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第二十七条中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十七条中「三万円」を「五十万円」に改める。

(徳島県個人情報保護条例の一部改正)

**第九条** 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十五条第二項中「により、」の下に「電磁的記録(」を、「電磁的記録」の下に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第二章第三節の節名を次のように改める。

### 第三節 審査請求

第四十一条の二の見出しを「(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)」に改め、同条中「若しくは利用停止決定等」を「利用停止決定等」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第五十号)に基づき異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続についての特別の定め)

**第四十一条の三** 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項ただし書に規定する条例に基づき処分について条例に特別の定めがある場合は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求がされた場合とする。

第四十二条中「又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立て」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同条各号を次のように改める。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

第四十三条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十一条第一項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第五十二条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(提出資料の写しの送付等)

**第五十二条の二** 審査会は、第五十一条第三項若しくは第四項又は前条第二項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書若しくは資料の写し又は当該意見書若しくは資料(電磁的記録である場合に限る。)に記録された事項を記載した書面を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以

外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求むることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第五十三条中「第四十二条又は」を「第四十二条第一項の規定による諮問に応じて審査会が行う調査審議及び」に、「若しくは」を「又は」に、「により」を「により意見を述べるために」に改める。

第五十四条中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第六十一条中「三万円」を「五十万円」に改める。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第十条** 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（徳島県政策創造関係手数料条例の一部改正）

**第十一条** 徳島県政策創造関係手数料条例（平成二十四年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（手数料の納付の時期及び方法）」に改め、同条中「写し」を「写し等」に改め、「受ける際、」の下に「規則で定める方法により」を加える。

第四条中「手数料は」を「手数料（次項の手数料を除く。）は」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第 号）第三条の規定は、別表の三の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。別表に次のように加える。

|   |
|---|
| 三 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 |
|---|

|  |
|--|
| 1 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円（両面に複写され、又は出力された |
|--|

- イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十八条第二項
- ロ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項及び第二項
- ハ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項において準用する公職選挙法第二百十六条第二項

- 用紙にあつては、二十円)
- 2 日本工業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円（画面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円）
- 3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条中徳島県情報公開条例第三十七条の改正規定及び第九条中徳島県個人情報保護条例第六十一条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、次項及び附則第四項の規定による場合を除き、なお従前の例による。
- 3 第十一条の規定による改正後の徳島県政策創造関係手数料条例の規定は、この条例の施行後にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について適用し、この条例の施行前にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、なお従前の例による。
- 4 第十一条の規定による改正後の徳島県政策創造関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用し、同日前にその期日が告示された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 徳島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年徳島県条例第七号）の一部を次のように改正する。  
第二条のうち、第二章第四節中第四十四条の二の次に一条を加える改正規定中第四十四条の三第一項に係る部分中「第四十二条第四号」を「第四十二条第

|         |                              |                         |              |          |
|---------|------------------------------|-------------------------|--------------|----------|
| 第四十一条の二 | 、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求 | 若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求 | 第四十一条の二、第四十一 | 、利<br>、訂 |
|---------|------------------------------|-------------------------|--------------|----------|

|   |              |  |                |          |                                |          |
|---|--------------|--|----------------|----------|--------------------------------|----------|
| <p>「一 項第四号」に改め、同項の表に係る部分中</p>   | <p>第四十二条</p> | <p>若しくは利用停止請求<br/>、訂正決定等又は利用停止決定<br/>等</p> | <p>又は訂正決定等</p> | <p>を</p> | <p>条の三及び第<br/>四十二条第一<br/>項</p> | <p>求</p> |
| <p>用停止決定等又は開示請求<br/>正請求若しくは利用停止請<br/>又は開示請求若しくは訂正請求</p>   |              | <p>に改める。</p>                               |                |          |                                |          |
| <p>提案理由<br/>行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。<br/>これが、この条例案を提出する理由である。</p> |              |  |                |          |                                |          |





## 第三十五号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十二の項中「若しくは一時預かり事業」を「一時預かり事業若しくは病児保育事業」に改め、同表二十四の項から二十六の項まで、三十の項及び三十一の項中「阿南市」を「小松島市 阿南市」に改め、同表三十五の項4を次のように改める。

## 4 法第四十六条第五項の規定による定款の変更の届出の受理

第二条第二項の表四十四の項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項1中「同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県農業会議の意見の聴取、同条第四項」を「同条第二項の規定による許可の申請書の受理、同条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、同条第七項」に、「及び同条第五項」を「同条第八項」に、「都道府県との協議」を「都道府県等との協議及び同条第九項の規定による農業委員会の意見の聴取」に、「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同項2中「及び第五項」を「において準用する法第四条第二項の規定による許可の申請書の受理、法第五条第三項において準用する法第四条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、法第五条第四項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第五項」に、「第四条第三項」を「第四条第九項」に、「徳島県農業会議」を「農業委員会」に改め、「並びに法第五条第四項の規定による国又は都道府県との協議」を削り、「二ヘクター」を「四ヘクター」に改め、同項4中「徳島県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収」を「農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構に対する報告の要求」に改め、同項に次のように加える。

## 6 法第五十二条の四の規定による違反転用に対する措置の要請の受理（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表四十四の項中「鳴門市 阿南市」を「鳴門市」に改め、同表中八十二の項を八十三の項とし、七十九の項から八十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七十八の項中「八十の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、六十八の項から七十六の

項までを一項ずつ繰り下げ、同表六十七の項3中「基準」を「規準」に改め、同項を同表六十八の項とし、同表中六十六の項を六十七の項とし、六十五の項を六十六の項とし、六十四の項を六十五の項とし、同表六十三の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十二の項を六十三の項とし、六十一の項を六十二の項とし、同表六十の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十一の項とし、同表中五十九の項を六十の項とし、五十六の項から五十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五十五の項22中「第三百三十六条」を「第三百三十六条第一項」に、「県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項を同表五十六の項とし、同表中五十四の項を五十五の項とし、四十六の項から五十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十五の項1中「及び同条第六項」を「並びに同条第六項及び第七項」に、「徳島県農業会議」を「都道府県機構」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表四十四の項の次に次のように加える。

四十五 法に基づき事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）

- 1 法第四条第一項の規定による農地の転用の許可、同条第二項の規定による許可の申請書の受理、同条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、同条第七項の規定による条件の付加、同条第八項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第九項の規定による農業委員会の意見の聴取（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地の転用に係るものを除く。）
- 2 法第五条第一項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可、同条第三項において準用する法第三条第五項の規定による条件の付加、法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定による許可の申請書の受理、法第五条第三項において準用する法第四条第三項の規定による農業委員会の意見の受理、法第五条第四項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第五項において準用する法第四条第九項の規定による農業委員会の意見の聴取（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。）
- 3 法第四十九条第一項の規定による立入調査、測量又は障害物の除去若しくは移転、同条第三項の規定による立入調査等に係る通知又は公示及び同条第五項の規定による損失の補償（1、2及び5に掲げる事務に係るものに限る。）
- 4 法第五十条の規定による農業委員会又は農業委員会ネットワーク機構に対する報告の要求（1から3まで及び5に掲げる事務に係るものに限る。）
- 5 法第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分及び同条第二項の規定による命令書の交付（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）

阿南市

6 法第五十二條の四の規定による違反転用に対する措置の要請の受理（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）

### 附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十一条第二項の規定による都道府県機構の意見の聴取（改正後の第二条第二項の表四十四の項1若しくは2又は四十五の項1若しくは2の規定によりそれぞれこれらの項の下欄に掲げる市町村が処理することとされる許可に係るものに限る。）に係る事務は、当該市町村が処理することとする。

### 提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十六号

## 徳島県吏員恩給条例の一部改正について

徳島県吏員恩給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

徳島県吏員恩給条例（昭和三十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二中「これをうける」を「これを受ける」に、「終り又は執行を受けなくなつた」を「終わり、又は執行を受けることがなくなつた」に、「(刑の)」を「ただし、刑の全部の」に、「受けたときは」を「受けたときは、」に、「その言渡しを取消されたときは取消」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消し」に、「停止する。」を「停止する。」に改める。

第四十九条第一項中「終り又は執行を受けなくなつた」を「終わり、又は執行を受けることがなくなつた」に、「但し刑の執行猶予の言渡しを受けたときは」を「ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、」に、「その言渡しを取消されたときは取消」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消し」に改める。

## 附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

## 提案理由

刑法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十七号

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の四の項中「千五百円」を「二千五百円」に改め、同表の十五の五の項中「千六五百円」を「二千四百円」に改め、同表の十七の二の項を削り、同表の十八の二の項の次に次のように加える。

|  |       |
|--|-------|
| 十八の三 介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修の実施   | 三万五千元 |
| 十八の四 介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修の実施 | 一万三千元 |

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

介護保険法施行規則の一部が改正され、主任介護支援専門員に係る研修制度が改められたことに伴い、主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料の額を改めるとともに、他県との均衡等を勘案し、介護支援専門員証の交付に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第三十八号

### 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「十万分の四十二」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十九号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号口中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同号ニ(2)中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**提案理由**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十号

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成十七年徳島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二のその一の表中

|       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 調理実習室 | 一、九五〇円 | 二、五七〇円 | 二、二六〇円 |
|-------|--------|--------|--------|

を

|       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 会議室   | 一、六四〇円 | 二、一六〇円 |
| 調理実習室 | 一、九五〇円 | 二、五七〇円 |

|        |
|--------|
| 一、九五〇円 |
| 二、二六〇円 |

に改め、同表のその二の表中「児童」及び「生徒」の下に「及びこれに準ずる者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立障がい者交流プラザの利用の増進を図るため、新たに障がい者交流センターの会議室を県民の利用に供するとともに、学校教育法の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十一号

### 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表の二十九の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

職業能力開発促進法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第四十二号

### 職業能力開発促進法施行条例の一部改正について

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成二十四年徳島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第三条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十三号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

(徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考及び別表第二の備考中「の見重」の下に「及びこれに準ずる者」を、「の生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

(徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例(平成十年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表及びその三の表中「生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 提案理由

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、

この条例案を提出する理由である。

## 第四十四号

## 徳島県農林水産業未来創造基金条例の制定について

徳島県農林水産業未来創造基金条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県農林水産業未来創造基金条例

## (設置)

**第一条** 環太平洋パートナーシップ協定により生ずる影響等に対応し、意欲ある農林水産業者が未来を志向し、次代に継承できる農林水産業の形成を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県農林水産業未来創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

## (管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

## (繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

環太平洋パートナーシップ協定により生ずる影響等に対応し、意欲ある農林水産業者が未来を志向し、次代に継承できる農林水産業の形成を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県農林水産業未来創造基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十五の項から四十の項までを次のように改める。

|   |  |
|---|--|
| 三十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録     | 十五万円   |
| 三十六 農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新 | 一万百円   |
| 三十七 農産物検査法第十九条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の変更登録  | イ 農産物検査を行う農産物の種類の増加に係る変更登録 三万円<br>ロ 登録の区分の増加に係る変更登録 十五万円<br>ハ 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録 三万円 |
| 三十八から四十まで 削除  |  |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により農産物検査法の一部が改正されたことに伴い、農産物検査を行う登録検査機関の登録等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項を次のように改める。

三十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づき長期優良住宅建築等計画（三十三の四の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第二項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という。）がその適合を証する書類（三十三の四の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
イ 新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。） 申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下の

ときは一万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万五千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十二万七千円、一万平方メートルを超えるときは十八万七千円

ロ 既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万九千六百円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは五万四千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十五万七千円、一万平方メートルを超えるときは二十三万七千円

2 その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 新築住宅 申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは五万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは七万二千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十六万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二十六万円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは八十万円、

別表第一の三十三の四の項を次のように改める。

三十三の四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき計画の変更の認定の申請（同法第九条第一項に規定する住宅の譲受人の決定のみに伴う場合を除く。）に対する審査

一万平方メートルを超えるときは百二十万円  
 ロ 既存住宅 申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは八万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは十万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二十一万八千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十五万円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは百四万円、一万平方メートルを超えるときは百六十万円

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - イ 新築住宅 五千元
  - ロ 既存住宅 八千元
- 2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の二の項下欄1に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額
- 3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の二の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 提案理由

既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定基準が定められたことに伴い、既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十七号

### 徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考第四項中「の生徒」の下に「及びこれに準ずる者」を加える。

別表第四中「生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 提案理由

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十八号

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 独立行政法人労働者健康安全機構

第三条中第三十四号を第三十五号とし、第十八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**提案理由**

風致地区内における建築等の行為に対する規制に係る国の指針が改められたことに鑑み、知事等の許可を受け、又は知事等に協議をすることを要しない行為を追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第四十九号

## 徳島県建築審査会条例の一部改正について

徳島県建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県建築審査会条例の一部を改正する条例

徳島県建築審査会条例（昭和三十四年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基つき」に、「組織」を「組織、委員の任期」に改める。

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

**第三条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、徳島県建築審査会の委員の任期を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第五十号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、小学校」を「(中等教育学校の前期課程を含む)、小学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正されたことに伴い、木造の建築物で中学校等の用途に供するものに係る基準を義務教育学校に適用する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十一号

## 徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、七九〇人」を「二、八二五人」に改め、同表県費負担教職員の項中「五、一一五人」を「五、〇五〇人」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

特別支援学校における児童生徒数の増加並びに小学校及び中学校における児童生徒数の減少に伴う学級数の増減等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十二号

## 徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県学校職員給与条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

**第一条** 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「職務の級に分類するものとし」を「職務の等級に分類するものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が徳島県教育委員会(以下「委員会」という。)と協議して、人事委員会規則で定める」を「別表第五に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改め、同条第四項中「委員会」を「徳島県教育委員会(以下「委員会」という。)」に、「すべて」を「全て」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第五条第一項、第二項及び第四項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第六項及び第七項中「(行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員にあつては、三号俸)」を削り、同条第八項及び第十一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十四条の二第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十五条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

第十五条の二の四第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一及び別表第二中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。



別表第三 行政職給料表（第四条関係）

| 学校職員<br>の区分 | 職務の<br>等級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     |
|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             | 号俸        | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|             | 1         | 140,100 | 190,200 | 226,400 | 259,900 | 286,200 | 317,000 |
|             | 2         | 141,200 | 192,000 | 228,000 | 261,900 | 288,400 | 319,200 |
|             | 3         | 142,400 | 193,800 | 229,500 | 263,700 | 290,700 | 321,500 |
|             | 4         | 143,500 | 195,600 | 231,100 | 265,800 | 292,900 | 323,700 |
|             | 5         | 144,600 | 197,200 | 232,600 | 267,700 | 294,900 | 326,000 |
|             | 6         | 145,700 | 199,000 | 234,300 | 269,600 | 297,200 | 328,000 |
|             | 7         | 146,800 | 200,800 | 235,800 | 271,600 | 299,500 | 330,200 |
|             | 8         | 147,900 | 202,600 | 237,400 | 273,700 | 301,800 | 332,400 |
|             | 9         | 149,000 | 204,300 | 238,900 | 275,800 | 303,900 | 334,500 |
|             | 10        | 150,400 | 206,100 | 240,400 | 277,800 | 306,200 | 336,700 |
|             | 11        | 151,700 | 207,900 | 242,000 | 279,900 | 308,400 | 338,800 |
|             | 12        | 153,000 | 209,700 | 243,500 | 282,000 | 310,700 | 341,000 |
|             | 13        | 154,300 | 211,100 | 245,000 | 284,000 | 312,900 | 343,000 |
|             | 14        | 155,800 | 212,900 | 246,500 | 286,100 | 315,000 | 345,000 |
|             | 15        | 157,300 | 214,600 | 247,900 | 288,100 | 317,200 | 347,100 |
|             | 16        | 158,900 | 216,400 | 249,300 | 290,200 | 319,300 | 349,100 |
|             | 17        | 160,200 | 218,100 | 250,800 | 292,200 | 321,400 | 351,000 |
|             | 18        | 161,700 | 219,800 | 252,600 | 294,200 | 323,400 | 353,000 |
|             | 19        | 163,200 | 221,400 | 254,300 | 296,300 | 325,500 | 354,800 |
|             | 20        | 164,700 | 223,000 | 256,100 | 298,300 | 327,500 | 356,700 |
|             | 21        | 166,100 | 224,500 | 257,800 | 300,400 | 329,500 | 358,700 |
|             | 22        | 168,800 | 226,200 | 259,600 | 302,500 | 331,600 | 360,600 |
|             | 23        | 171,400 | 227,800 | 261,400 | 304,500 | 333,600 | 362,600 |
|             | 24        | 174,000 | 229,400 | 263,100 | 306,600 | 335,700 | 364,500 |
|             | 25        | 176,700 | 230,800 | 265,100 | 308,400 | 337,300 | 366,500 |
|             | 26        | 178,400 | 232,300 | 267,000 | 310,500 | 339,200 | 368,400 |
|             | 27        | 180,100 | 233,800 | 268,800 | 312,600 | 341,100 | 370,400 |
|             | 28        | 181,800 | 235,100 | 270,700 | 314,600 | 343,000 | 372,400 |
|             | 29        | 183,300 | 236,400 | 272,400 | 316,600 | 344,700 | 373,900 |
|             | 30        | 185,100 | 237,600 | 274,300 | 318,600 | 346,600 | 375,700 |
|             | 31        | 186,900 | 238,700 | 276,200 | 320,700 | 348,500 | 377,500 |
|             | 32        | 188,600 | 239,900 | 278,000 | 322,800 | 350,300 | 379,100 |
|             | 33        | 190,200 | 241,200 | 279,700 | 324,300 | 352,200 | 380,900 |
|             | 34        | 191,700 | 242,500 | 281,600 | 326,300 | 354,000 | 382,300 |
|             | 35        | 193,200 | 243,700 | 283,400 | 328,200 | 355,800 | 383,800 |
|             | 36        | 194,700 | 245,000 | 285,300 | 330,300 | 357,500 | 385,400 |
|             | 37        | 196,000 | 246,000 | 287,000 | 332,200 | 358,900 | 386,800 |
|             | 38        | 197,300 | 247,400 | 288,700 | 334,100 | 360,200 | 388,000 |
|             | 39        | 198,600 | 248,900 | 290,500 | 336,100 | 361,600 | 389,200 |
|             | 40        | 199,900 | 250,400 | 292,300 | 338,000 | 363,000 | 390,300 |
|             | 41        | 201,200 | 251,800 | 294,000 | 339,900 | 364,300 | 391,400 |
|             | 42        | 202,500 | 253,200 | 295,700 | 341,800 | 365,200 | 392,600 |
|             | 43        | 203,800 | 254,600 | 297,400 | 343,600 | 366,300 | 393,800 |

|    |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 44 | 205,100 | 256,000 | 299,000 | 345,500 | 367,400 | 394,900 |
| 45 | 206,300 | 257,200 | 300,700 | 347,000 | 368,200 | 395,600 |
| 46 | 207,600 | 258,500 | 302,400 | 348,400 | 369,100 | 396,300 |
| 47 | 208,900 | 259,900 | 304,000 | 349,900 | 370,000 | 397,000 |
| 48 | 210,200 | 261,300 | 305,700 | 351,400 | 370,900 | 397,700 |
| 49 | 211,300 | 262,600 | 306,900 | 353,000 | 371,800 | 398,300 |
| 50 | 212,400 | 263,700 | 308,400 | 353,800 | 372,600 | 398,900 |
| 51 | 213,400 | 265,000 | 309,900 | 355,000 | 373,400 | 399,400 |
| 52 | 214,500 | 266,300 | 311,500 | 356,000 | 374,200 | 399,800 |
| 53 | 215,600 | 267,400 | 313,100 | 356,900 | 374,900 | 400,200 |
| 54 | 216,600 | 268,500 | 314,700 | 358,000 | 375,600 | 400,500 |
| 55 | 217,500 | 269,800 | 316,300 | 358,900 | 376,300 | 400,800 |
| 56 | 218,500 | 271,100 | 317,800 | 360,000 | 377,000 | 401,100 |
| 57 | 219,200 | 272,200 | 319,300 | 360,900 | 377,500 | 401,400 |
| 58 | 220,100 | 273,200 | 320,500 | 361,600 | 378,100 | 401,700 |
| 59 | 221,000 | 274,300 | 321,700 | 362,300 | 378,700 | 402,000 |
| 60 | 221,900 | 275,400 | 322,900 | 363,000 | 379,400 | 402,300 |
| 61 | 222,600 | 276,600 | 323,600 | 363,400 | 379,800 | 402,600 |
| 62 | 223,600 | 277,600 | 324,500 | 364,000 | 380,500 | 402,900 |
| 63 | 224,500 | 278,500 | 325,300 | 364,700 | 381,100 | 403,200 |
| 64 | 225,400 | 279,500 | 326,100 | 365,400 | 381,700 | 403,500 |
| 65 | 226,100 | 280,300 | 327,000 | 365,700 | 382,100 | 403,800 |
| 66 | 227,000 | 281,200 | 327,400 | 366,400 | 382,700 | 404,100 |
| 67 | 227,900 | 281,900 | 328,100 | 367,100 | 383,300 | 404,400 |
| 68 | 229,000 | 282,800 | 328,900 | 367,800 | 383,900 | 404,700 |
| 69 | 229,800 | 283,800 | 329,700 | 368,100 | 384,300 | 404,900 |
| 70 | 230,500 | 284,600 | 330,400 | 368,700 | 384,800 | 405,200 |
| 71 | 231,200 | 285,400 | 331,100 | 369,400 | 385,300 | 405,500 |
| 72 | 232,000 | 286,200 | 331,800 | 370,000 | 385,900 | 405,800 |
| 73 | 232,800 | 287,000 | 332,300 | 370,300 | 386,200 | 406,000 |
| 74 | 233,500 | 287,500 | 332,900 | 370,900 | 386,600 | 406,300 |
| 75 | 234,200 | 287,900 | 333,400 | 371,600 | 387,000 | 406,600 |
| 76 | 234,900 | 288,400 | 334,000 | 372,200 | 387,400 | 406,800 |
| 77 | 235,600 | 288,500 | 334,300 | 372,600 | 387,700 | 407,000 |
| 78 | 236,400 | 288,900 | 334,800 | 373,100 | 388,000 | 407,300 |
| 79 | 237,200 | 289,100 | 335,200 | 373,700 | 388,300 | 407,600 |
| 80 | 238,000 | 289,500 | 335,700 | 374,200 | 388,600 | 407,800 |
| 81 | 238,700 | 289,700 | 336,100 | 374,700 | 388,800 | 408,000 |
| 82 | 239,400 | 289,900 | 336,600 | 375,300 | 389,100 | 408,300 |
| 83 | 240,100 | 290,300 | 337,100 | 375,800 | 389,400 | 408,600 |
| 84 | 240,800 | 290,600 | 337,600 | 376,100 | 389,600 | 408,800 |
| 85 | 241,500 | 290,900 | 337,900 | 376,500 | 389,800 | 409,000 |
| 86 | 242,200 | 291,200 | 338,300 | 377,000 | 390,100 |         |
| 87 | 242,900 | 291,500 | 338,800 | 377,400 | 390,400 |         |
| 88 | 243,600 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,600 |         |
| 89 | 244,300 | 292,200 | 339,500 | 378,200 | 390,800 |         |
| 90 | 244,800 | 292,600 | 339,900 | 378,700 | 391,100 |         |
| 91 | 245,300 | 292,900 | 340,400 | 379,100 | 391,400 |         |

再任用学  
校職員以  
外の学校  
職員

|             |   |         |         |         |         |
|-------------|---|---------|---------|---------|---------|
| 92          | 245,800                                       | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,600 |
| 93          | 246,100                                       | 293,400 | 341,000 | 379,800 | 391,800 |
| 94          |   | 293,600 | 341,400 |         |         |
| 95          |   | 294,000 | 341,900 |         |         |
| 96          |   | 294,400 | 342,300 |         |         |
| 97          |   | 294,600 | 342,400 |         |         |
| 98          |   | 294,900 | 342,900 |         |         |
| 99          |   | 295,300 | 343,300 |         |         |
| 100         |   | 295,700 | 343,600 |         |         |
| 101         |   | 295,900 | 343,900 |         |         |
| 102         |   | 296,200 | 344,300 |         |         |
| 103         |   | 296,600 | 344,700 |         |         |
| 104         |   | 296,900 | 345,100 |         |         |
| 105         |   | 297,100 | 345,600 |         |         |
| 106         |   | 297,400 | 346,000 |         |         |
| 107         |   | 297,800 | 346,400 |         |         |
| 108         |   | 298,100 | 346,800 |         |         |
| 109         |   | 298,300 | 347,300 |         |         |
| 110         |   | 298,700 | 347,700 |         |         |
| 111         |   | 299,100 | 348,000 |         |         |
| 112         |   | 299,400 | 348,300 |         |         |
| 113         |   | 299,500 | 348,800 |         |         |
| 114         |   | 299,800 |         |         |         |
| 115         |   | 300,100 |         |         |         |
| 116         |   | 300,500 |         |         |         |
| 117         |   | 300,700 |         |         |         |
| 118         |   | 300,900 |         |         |         |
| 119         |   | 301,200 |         |         |         |
| 120         |   | 301,500 |         |         |         |
| 121         |   | 301,900 |         |         |         |
| 122         |   | 302,100 |         |         |         |
| 123         |   | 302,400 |         |         |         |
| 124         |   | 302,700 |         |         |         |
| 125         |   | 303,000 |         |         |         |
| 再任用学<br>校職員 | 186,500                                       | 214,000 | 254,000 | 273,400 | 288,500 |
| 備考          | この表は、小学校、中学校、高等学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する普通職員に適用する。 |         |         |         | 313,900 |



|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 44 | 210,500 | 245,400 | 282,100 | 313,400 | 358,600 |
| 45 | 211,700 | 246,600 | 283,700 | 314,600 | 359,800 |
| 46 | 212,800 | 248,000 | 285,400 | 316,000 | 360,600 |
| 47 | 213,800 | 249,500 | 287,100 | 317,500 | 361,800 |
| 48 | 214,900 | 251,000 | 288,700 | 319,100 | 362,900 |
| 49 | 215,900 | 252,600 | 290,100 | 320,500 | 363,900 |
| 50 | 216,900 | 254,000 | 291,700 | 321,800 | 364,900 |
| 51 | 217,800 | 255,400 | 293,200 | 323,000 | 365,900 |
| 52 | 218,800 | 256,800 | 294,800 | 324,300 | 366,900 |
| 53 | 219,500 | 257,900 | 296,200 | 325,400 | 367,700 |
| 54 | 220,400 | 259,300 | 297,700 | 326,400 | 368,500 |
| 55 | 221,200 | 260,700 | 299,100 | 327,500 | 369,400 |
| 56 | 222,200 | 262,100 | 300,600 | 328,500 | 370,300 |
| 57 | 222,900 | 263,100 | 301,900 | 329,000 | 370,800 |
| 58 | 223,800 | 264,400 | 303,100 | 329,900 | 371,600 |
| 59 | 224,600 | 265,700 | 304,300 | 330,700 | 372,400 |
| 60 | 225,400 | 267,000 | 305,700 | 331,600 | 373,200 |
| 61 | 226,300 | 268,000 | 307,000 | 332,400 | 373,600 |
| 62 | 227,200 | 269,200 | 308,200 | 332,700 | 374,300 |
| 63 | 228,100 | 270,500 | 309,500 | 333,300 | 375,000 |
| 64 | 229,200 | 271,800 | 310,700 | 334,000 | 375,700 |
| 65 | 229,900 | 272,800 | 312,100 | 334,600 | 376,100 |
| 66 | 230,700 | 273,900 | 312,900 | 335,300 | 376,700 |
| 67 | 231,500 | 275,000 | 313,700 | 336,000 | 377,400 |
| 68 | 232,400 | 276,100 | 314,500 | 336,700 | 378,000 |
| 69 | 233,100 | 277,200 | 315,100 | 337,400 | 378,400 |
| 70 | 233,800 | 278,200 | 315,800 | 337,900 | 378,900 |
| 71 | 234,500 | 279,300 | 316,500 | 338,500 | 379,400 |
| 72 | 235,200 | 280,400 | 317,100 | 339,100 | 379,900 |
| 73 | 235,900 | 281,300 | 317,800 | 339,400 | 380,500 |
| 74 | 236,700 | 282,000 | 318,000 | 340,000 | 381,000 |
| 75 | 237,500 | 282,500 | 318,600 | 340,500 | 381,600 |
| 76 | 238,300 | 283,300 | 319,200 | 341,100 | 382,200 |
| 77 | 238,900 | 284,100 | 319,800 | 341,600 | 382,700 |
| 78 | 239,500 | 284,700 | 320,300 | 342,100 | 383,200 |
| 79 | 240,100 | 285,300 | 320,800 | 342,600 | 383,700 |
| 80 | 240,700 | 285,900 | 321,300 | 343,000 | 384,200 |
| 81 | 241,100 | 286,600 | 321,900 | 343,300 | 384,500 |
| 82 | 241,500 | 287,100 | 322,400 | 343,600 | 385,000 |
| 83 | 241,900 | 287,500 | 322,800 | 344,000 | 385,400 |
| 84 | 242,300 | 287,900 | 323,300 | 344,300 | 385,800 |
| 85 | 242,700 | 288,100 | 323,800 | 344,800 | 386,200 |
| 86 |         | 288,300 | 324,200 | 345,100 |         |
| 87 |         | 288,500 | 324,400 | 345,400 |         |
| 88 |         | 288,700 | 324,800 | 345,700 |         |
| 89 |         | 289,100 | 325,200 | 346,100 |         |
| 90 |         | 289,300 | 325,600 | 346,400 |         |
| 91 |         | 289,500 | 326,000 | 346,800 |         |

再任用学  
校職員以  
外の学校  
職員

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 92          | 289,700 | 326,400 | 347,100 |
| 93          | 290,100 | 326,700 | 347,500 |
| 94          | 290,300 | 326,900 | 347,800 |
| 95          | 290,500 | 327,300 | 348,100 |
| 96          | 290,800 | 327,600 | 348,400 |
| 97          | 291,200 | 327,800 | 348,700 |
| 98          | 291,500 | 328,100 | 349,100 |
| 99          | 291,700 | 328,400 | 349,500 |
| 100         | 292,000 | 328,700 | 349,900 |
| 101         | 292,300 | 328,900 | 350,400 |
| 102         | 292,500 | 329,200 | 350,800 |
| 103         | 292,700 | 329,600 | 351,200 |
| 104         | 293,000 | 329,800 | 351,600 |
| 105         | 293,300 | 329,900 | 352,100 |
| 106         |         | 330,200 |         |
| 107         |         | 330,600 |         |
| 108         |         | 330,800 |         |
| 109         |         | 331,000 |         |
| 110         |         | 331,400 |         |
| 111         |         | 331,800 |         |
| 112         |         | 332,200 |         |
| 113         |         | 332,400 |         |
| 再任用学<br>校職員 | 187,500 | 242,300 | 280,900 |
|             | 214,100 | 255,700 |         |

備考 この表は、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学校及び中学部並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五 等級別基準職務表（第四条関係）

イ 小学校中学校教育職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                   |
|-------|---------------------------|
| 1 級   | 小学校又は中学校の助教諭又は養護助教諭の職務    |
| 2 級   | 小学校又は中学校の教諭，養護教諭又は栄養教諭の職務 |
| 特 2 級 | 小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務    |
| 3 級   | 小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務       |
| 4 級   | 小学校又は中学校の校長の職務            |



## ロ 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                                     |
|-------|---|
| 1 級   | 高等学校又は特別支援学校の助教諭，養護助教諭，講師，実習助手又は寄宿舎指導員の職務   |
| 2 級   | 高等学校又は特別支援学校の教諭，養護教諭，栄養教諭，実習主任又は主任寄宿舎指導員の職務 |
| 特 2 級 | 高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務                  |
| 3 級   | 高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務                     |
| 4 級   | 高等学校又は特別支援学校の校長の職務                          |

## ハ 行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務  |
|-------|--|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務                                      |
| 2級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                         |
| 3級    | 主任の職務  |
| 4級    | 1 主査の職務<br>2 係長又は事務長の職務                          |
| 5級    | 1 小学校又は中学校の事務室長の職務<br>2 高等学校又は特別支援学校の室長補佐の職務     |
| 6級    | 1 高等学校又は特別支援学校の事務課長の職務<br>2 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務 |

## 二 医療職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                         |
|-------|---------------------------------|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務                     |
| 2級    | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務          |
| 3級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務        |
| 4級    | 主任の職務                           |
| 5級    | 1 室長補佐の職務<br>2 主査の職務<br>3 係長の職務 |

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

**第二条** 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(職務の等級への切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する学校職員(次項から附則第五項までの規定の適用を受ける学校職員及び人事委員会規則で定める学校職員を除く。)の施行日における職務の等級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に相当する職務の等級とする。

(等級別基準職務表に掲げる職務の等級の特例)

3 施行日の前日における職務が附則別表に掲げられている職務(当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものを含む。以下「特定職務」という。)であった学校職員であつて同日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が同表に掲げられている職務の級であつたものの職務の等級は、第一条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第四条第四項の規定にかかわらず、施行日から当該学校職員が特定職務(施行日の前日におけるその者の職務と同表に掲げる給料表の種類及び職務の等級の区分を同じくするものに限る。)以外の職務に異動等をする日の前日までの間、旧級に対応する同表の職務の等級欄に定める職務の等級とする。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(前項に規定する学校職員を除く。)について、同項の規定の適用を受ける学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、決定することができる。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定の適用を受ける学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、決定することができる。

6 前三項の規定の適用を受ける学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める学校職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、決定することができる。

(施行日における号俸)

7 附則第二項及び第三項の規定により施行日における職務の等級を決定される学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員を除く。)の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸とす

る。

(人事委員会への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

9 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年徳島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則別表（附則第三項関係）

| 給料表の種類      | 職務の級 | 職務の等級 | 職務      |
|-------------|------|-------|---------|
| 高等学校等教育職給料表 | 1級   | 1級    | 教諭の職務   |
| 行政職給料表      | 3級   | 3級    | 主任主事の職務 |
|             | 4級   | 4級    | 主任の職務   |
|             | 5級   | 5級    | 主査の職務   |
|             | 5級   | 5級    | 主任の職務   |
| 医療職給料表      | 5級   | 5級    | 主任の職務   |

## 提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、学校職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第五十三号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立辻高等学校」を「三好市井川町」及び「徳島県立三好高等学校」を「三好市池田町」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

本県における新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るため、徳島県立辻高等学校及び徳島県立三好高等学校を徳島県立池田高等学校に統合する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十四号

## 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例**

(徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校、中等教育学校の前期課程」を加える。

(徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正)

**第二条** 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「中学校の生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、

この条例案を提出する理由である。

第五十五号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
|         | 「 七四人   | 「 七五人   |         |
|         | 一五二人    | 一五三人    |         |
| 第三条第一項中 | 四二六八    | 四二八八    | を に改める。 |
|         | 四三九八    | 四四一八    |         |
|         | 四五二八    | 四五三八    |         |
|         | 一、五四二人」 | 一、五四九八」 |         |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十六号

## 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項を削る。

第四条の見出しを「(給料表及び等級別基準職務表)」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「職務の級に分類するものとし」を「職務の等級に分類するものとする。この場合において」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会が任命権者と協議して、人事委員会規則で定める」を「別表第四に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第五条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第三項中「こえては」を「超えては」に改める。

第九条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十八条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

別表第一から別表第三までの規定中「警察の姿」を「警察の警姿」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

## 別表第四 等級別基準職務表（第四関係係）

## イ 公安職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務  |
|-------|--|
| 1級    | 巡査の職務  |
| 2級    | 巡査長の職務   |
| 3級    | 1 主任の職務<br>2 困難な業務を行う巡査長の職務                        |
| 4級    | 1 係長の職務<br>2 困難な業務を行う主任の職務                         |
| 5級    | 1 課長補佐の職務<br>2 困難な業務を行う係長の職務                       |
| 6級    | 1 警察本部の次長の職務<br>2 警察署の副署長の職務                       |
| 7級    | 1 警察本部の課長の職務<br>2 警察署の長の職務<br>3 困難な業務を行う警察署の副署長の職務 |
| 8級    | 1 警察本部の参事官の職務<br>2 困難な業務を行う警察署の長の職務                |
| 9級    | 1 警察本部の部長の職務<br>2 困難な業務を行う規模の大きい警察署の長の職務           |



## ロ 行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                      |
|-------|------------------------------|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務                  |
| 2級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務     |
| 3級    | 主任の職務                        |
| 4級    | 1 主査の職務<br>2 係長の職務           |
| 5級    | 課長補佐の職務                      |
| 6級    | 1 警察本部の課長の職務<br>2 警察本部の次長の職務 |
| 7級    | 警察本部の参事官の職務                  |
| 8級    | 困難な業務を行う警察本部の参事官の職務          |
| 9級    | 警察本部の部長の職務                   |

## ハ 研究職給料表等級別基準職務表

| 職務の等級 | 基準となる職務                                       |
|-------|---|
| 1級    | 定型的な業務を行う職務                                   |
| 2級    | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務                      |
| 3級    | 1 所長補佐の職務<br>2 専門研究員の職務<br>3 科長の職務<br>4 主任の職務 |
| 4級    | 総括所長補佐の職務                                     |
| 5級    | 1 所長の職務<br>2 副所長の職務                           |

**附 則****(施行期日)**

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**(職務の等級への切替え)**

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する警察職員（次項から附則第五項までの規定の適用を受ける警察職員及び人事委員会規則で定める警察職員を除く。）の施行日における職務の等級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に相当する職務の等級とする。

**(等級別基準職務表に掲げる職務の等級の特例)**

3 施行日の前日における職務が附則別表に掲げられている職務（当該職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものを含む。以下「特定職務」という。）であつた警察職員であつて同日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が同表に掲げられている職務の級であつたものの職務の等級は、改正後の第四条第四項の規定にかかわらず、施行日から当該警察職員が特定職務（施行日の前日におけるその者の職務と同表に掲げる給料表の種類及び職務の等級の区分を同じくするものに限る。）以外の職務に異動等をする日の前日までの間、旧級に対応する同表の職務の等級欄に定める職務の等級とする。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察職員（前項に規定する警察職員を除く。）について、同項の規定の適用を受ける警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、決定することができる。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた警察職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定の適用を受ける警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、決定することができる。

6 前三項の規定の適用を受ける警察職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察職員の職務の等級は、人事委員会規則の定めるところにより、前三項の規定に準じて、決定することができる。

**(施行日における号俸)**

7 附則第二項及び第三項の規定により施行日における職務の等級を決定される警察職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員を除く。）の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸とする。

**(人事委員会への委任)**

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表（附則第三項関係）

| 給料表の種類 | 職務の級 | 職務の等級 | 職務             |
|--------|------|-------|----------------|
| 公安職給料表 | 4級   | 4級    | 困難な業務を行う巡査長の職務 |
|        | 5級   | 5級    | 困難な業務を行う主任の職務  |
|        | 7級   | 7級    | 警察本部の次長の職務     |
| 行政職給料表 | 4級   | 4級    | 主任の職務          |
|        | 5級   | 5級    | 主査の職務          |

## 提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、警察職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十七号

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

**第一条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年徳島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第十三条第一項及び第二項、第十五条(法)を(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第十三条第一項ただし書、同条第二項(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第十五条(法第三十一条の二十三及び)に、「第二十二号第五号」を(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)、第二十二号第二項」に、「第四項(同条第一項、第二項及び第四項)を「及び第四項(これら)に、「及び」を「」並びに」に、「並びに第三十三号第四項」を「第三十三号第四項並びに第三十八号の四第一項」に改める。

第三条第一項第三号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「次号に規定する営業」を「まあじやん屋」に改め、同項第四号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

第四条の見出しを(風俗営業の営業時間の特例)に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同項第三号中「次条」を「次項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

第四条に次の一項を加える。

3 接待飲食等営業、法第二条第一項第四号の営業(まあじやん屋に限る。)及び同項第五号の営業につき、法第十三条第一項第二号の午前零時以後におい

て風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

第四条の二を削る。

第四条の三中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「前条に規定する営業」を「まあじやん屋」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第四条第一項各号」を「前条第二項各号」に、「」まで」を「まで」に改め、同条を第四条の二とする。

第五条第一項の表中

|                       |                           |                        |
|-----------------------|---------------------------|------------------------|
| 昼<br>(日出時から<br>日没時まで) | 夜<br>(日没時から翌日<br>の午前零時まで) | 深<br>(午前零時から<br>日出時まで) |
|-----------------------|---------------------------|------------------------|

を

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 昼 | 間 | 夜 | 間 | 深 |
|---|---|---|---|---|

「夜」に改め、同表二の項中「(都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域をいう。以下同じ。)」を削り、同表に備考として次のように加える。

|    |  |
|----|--|
| 備考 | 一 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間をいう。<br>二 「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時前の時間をいう。<br>三 「深夜」とは、午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。<br>四 「商業地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域をいう。以下同じ。 |
|----|--|

第六条に次の二号を加える。

- 四 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 五 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。

第七条第一号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、「を営む者」を削り、同号ハ中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第二号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「を営む者」を削り、同号ロを削り、同号に次のように加える。

ロ 前号ハに掲げる事項

- ハ 午後六時から午後八時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者(徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)第五条第二号に規定する保護者をいう。)の同伴を求めること。
- ニ 午後八時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと。

第八条を次のように改める。



**第八条 削除**

第十一条第二項中「午前零時」を「深夜」に、「(一) から日出時までの時間」を「(一) から午前六時までの時間」に改め、同条第三項中「午前零時から日出時までの時間」を「深夜」に改める。

第十一条の二中「午前零時から日出時までの時間」を「深夜」に改める。

第十一条の六の次に次の四条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定)

**第十一条の七** 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

**第十一条の八** 特定遊興飲食店営業は、県内全域において、午前五時から午前六時までの時間においては、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値)

**第十一条の九** 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第五条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

**第十一条の十** 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 第六条第二号から第五号までに掲げる事項

二 営業所で、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。

第十三条中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、「(午前零時から日出時までの時間をいう。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

**第十四条** 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

別表中「第四条の二」を「第四条」に、「第十条」を「第十条、第十一条の七、第十四条」に改める。

(徳島県迷惑行為防止条例の一部改正)

**第二条** 徳島県迷惑行為防止条例(昭和三十九年徳島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「附近」を「付近」に、「付きまといつて」を「つきまといつて」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

### 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業に係る許可制度が新設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十八号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項の3中「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十九号）附則第三条第二項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第二項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者」を削り、同表の八の四の項の次に次のように加える。

八の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づき特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査

次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づき許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づき許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額）

- 1 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づき特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元（同法第三十一条の

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>八の六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>                           | <p>二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八千円)</p> <p>2 その他の審査 一万四千元 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八千円)</p> <p>千五百円</p> |  |
| <p>八の七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>                           | <p>千四百円</p>   |  |
| <p>八の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>        | <p>八千六百元 (当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千八千円)</p>  |  |
| <p>八の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p> | <p>一万千円 (当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>   |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>八の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p> | <p>一万千円（当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p> |
| <p>八の十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>        | <p>九千九百円</p>   |
| <p>八の十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>       | <p>一万三千円（当該申請を行う者が県内において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円）</p>  |
| <p>八の十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>                        | <p>千五百円</p>  |
| <p>八の十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>                  | <p>講習一時間につき六百五十円</p>   |

別表第一の十三の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表の五十二の項及び五十三の項を削り、同表の五十三の二の項中「道路交通法」の下に「（昭和十五年法律第百五号）」を加え、同項を同表の五十二の項とし、同表中五十三の三の項を五十三の項とし、五十三の四の項を五十三の二の項とし、五十三の五の項から五十三の八の項までを二項ずつ繰り上げる。

**附 則**

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の八の二の項の改正規定 公布の日

二 次項の規定 平成二十八年三月二十三日

三 別表第一の改正規定（第一号に掲げる改正規定、同表の八の四の項の次に次のように加える改正規定及び同表の十三の項の改正規定を除く。） 平成二十八年四月一日

- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項の規定に基づき同法第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十二号）第三十一条の二十二の許可の申請を行う者は、改正後の別表第一の八の五の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

#### 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、利用状況等に鑑みてパーキング・メーター等を廃止することに伴い、その作動等に係る手数料を廃止する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、等級別基準職務表が定められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第六十号

## 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第六十一号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項並びに第四条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、等級別基準職務表が定められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 62 号

## 国営那賀川総合農地防災事業費に対する受益市負担金について

国営那賀川総合農地防災事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 事業の名称         | 負担市 | 負担金                            |
|---------------|-----|--------------------------------|
| 国営那賀川総合農地防災事業 | 阿南市 | 分水施設（接続水路）に係る事業費に15/100を乗じて得た額 |

## 提案理由

国営那賀川総合農地防災事業費に対する受益市負担金について、土地改良法第90条第10項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 63 号

## 平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金の追加について

平成27年10月13日議決を経た県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について次のとおり追加する。

平成 28 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 事業の名称    | 負担市町村 | 事業内容    | 事業費                    | 負担金                  | 事業費に対する負担金の割合 | 付 記   |
|----------|-------|---------|------------------------|----------------------|---------------|---|
| 県単独砂防事業等 | 吉野川市  | 県単独砂防事業 | 1,700,000 <sup>円</sup> | 425,000 <sup>円</sup> | 25/100        | 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。 |
|          | 神山町   | 県単独砂防事業 | 1,700,000              | 425,000              | 25/100        |   |
|          | 那賀町   | 県単独砂防事業 | 2,550,000              | 637,500              | 25/100        |   |

## 提案理由

平成27年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





第 64 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 相 手 方 |     | 権 利 の 内 容                | 放 棄 の 理 由 |
|-------|-----|--------------------------|-----------|
| 住 所   | 氏 名 |                          |           |
|       |     | 徳島県営住宅の家賃1,128,800円に係る債権 | 回収不能のため   |
|       |     | 徳島県営住宅の家賃147,800円に係る債権   | 同 上       |
|       |     | 徳島県営住宅の家賃954,000円に係る債権   | 同 上       |

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 65 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 相 手 方 |     | 権 利 の 内 容                          | 放 棄 の 理 由 |
|-------|-----|------------------------------------|-----------|
| 住 所   | 氏 名 |                                    |           |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133,091円に係る債権 | 回収不能のため   |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,640円に係る債権 | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,890円に係る債権   | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用113,180円に係る債権 | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,860円に係る債権   | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,470円に係る債権   | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,065円に係る債権   | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権     | 同 上       |
|       |     | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,785円に係る債権   | 同 上       |

|  |  |                                    |   |   |
|--|--|------------------------------------|---|---|
|  |  | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用86,230円に係る債権  | 同 | 上 |
|  |  | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用259,026円に係る債権 | 同 | 上 |
|  |  | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用55,270円に係る債権  | 同 | 上 |
|  |  | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,000円に係る債権  | 同 | 上 |
|  |  | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用188,749円に係る債権 | 同 | 上 |

#### 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 66 号

## 包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的     | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告          |
| 2 契 約 の 始 期     | 平成28年4月1日                        |
| 3 契 約 金 額       | 12,342,857円を上限とする額               |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。                    |
| 5 契 約 の 相 手 方   | 徳島市中徳島町1丁目27番地の2<br>野々木 靖 人（弁護士） |

## 提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 67 号

## 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**関西広域連合規約の一部を改正する規約**

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる次に掲げる計画の策定及び実施に関する事務

ア 防災、観光、文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画

イ まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項に規定する計画

ウ 広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）

第4条第2項中「同項第1号」を「同項第1号ア」に改める。

別表企画調整費の部中「第4条第1項第9号」を「第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号」に改め、同表事業費の部第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項第1号ア」に改める。

**附 則**

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 68 号

## 県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額，売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売電料金の額 日野谷発電所，坂州発電所，川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金，平成28年度及び平成29年度各2,771,948,000円  
に消費税等相当を加算した額

売電の期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

| 平成 28 年 度 及 び 平 成 29 年 度 支 払 区 分 |                       |                                    |
|----------------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 月 別                              | 基 本 料 金               | 電 力 量 料 金                          |
| 4月から翌年2月まで                       | 1月につき<br>184,798,000円 | 各月の実績供給電力量1キロワット時につき1円<br>70銭を乗じた額 |
| 翌年3月                             | 184,800,000円          |                                    |

## 提案理由

県営電気事業の売電料金等について，徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し、次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

| 住 所 | 氏 名 | 県営住宅<br>団地名 | 入居許可年月日   | 請求の趣旨              | 請 求 の 原 因    |                              | 専決処分年月日    |
|-----|-----|-------------|-----------|--------------------|--------------|------------------------------|------------|
|     |     |             |           |                    | 滞 納 金 額      | 滞 納 期 間                      |            |
|     |     | 竜 王         | 平成24年3月1日 | 家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い | 556,200<br>円 | 平成25年1月1日から<br>平成26年3月31日まで  | 平成28年1月27日 |
|     |     |             |           | 連帯保証による家賃及び損害金の支払い |              | 平成26年6月1日から<br>平成26年7月31日まで  |            |
|     |     |             |           |                    |              | 平成26年9月1日から<br>平成26年10月31日まで |            |
|     |     |             |           |                    |              | 平成27年1月1日から<br>平成27年12月31日まで |            |



## 報告第2号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

| 和解の相手方       | 賠償金額        | 事故発生日      | 事故発生場所   | 専決処分年月日    |
|--------------|-------------|------------|----------|------------|
| 那賀郡那賀町所在 1法人 | 円<br>44,769 | 平成27年1月21日 | 那賀郡那賀町地内 | 平成28年1月28日 |
| 徳島市在住 1名     | 27,300      | 平成27年4月3日  | 徳島市地内    | 平成28年1月28日 |
| 阿南市在住 1名     | 242,297     | 平成27年4月10日 | 徳島市地内    | 平成28年1月28日 |
| 徳島市在住 1名     | 134,500     | 平成27年6月8日  | 徳島市地内    | 平成28年1月28日 |
| 東京都港区所在 1法人  | 42,034      | 平成27年6月25日 | 徳島市地内    | 平成28年1月28日 |
| 板野郡藍住町在住 1名  | 25,462      | 平成27年8月18日 | 板野郡藍住町地内 | 平成28年1月28日 |
| 徳島市在住 1名     | 168,092     | 平成27年8月31日 | 徳島市地内    | 平成28年1月28日 |

|              |         |             |          |            |
|--------------|---------|-------------|----------|------------|
| 板野郡松茂町在住 1名  | 10,500  | 平成27年10月9日  | 板野郡松茂町地内 | 平成28年1月28日 |
| 徳島市所在 1法人    | 486,000 | 平成27年10月20日 | 徳島市地内    | 平成28年1月28日 |
| 名西郡石井町在住 1名  | 311,391 | 平成27年5月16日  | 徳島市地内    | 平成28年1月29日 |
| 板野郡北島町所在 1法人 | 32,400  | 平成27年8月29日  | 板野郡北島町地内 | 平成28年1月29日 |
| 徳島市在住 1名     | 26,449  | 平成27年9月22日  | 徳島市地内    | 平成28年1月29日 |
| 徳島市所在 1法人    | 450,180 | 平成27年10月28日 | 徳島市地内    | 平成28年1月29日 |
| 徳島市所在 1法人    | 110,478 | 平成27年11月18日 | 徳島市地内    | 平成28年1月29日 |
| 徳島市所在 1法人    | 40,464  | 平成27年12月31日 | 海部郡海陽町地内 | 平成28年1月29日 |

## 報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月18日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

| 和解の相手方        | 賠償金額        | 事故発生日       | 事故発生場所                 | 専決処分年月日    |
|---------------|-------------|-------------|------------------------|------------|
| 鳴門市在住 1名      | 円<br>17,000 | 平成26年5月29日  | 鳴門市地内<br>(県道鳴門徳島自転車道線) | 平成28年1月19日 |
| 板野郡北島町在住 1名   | 271,000     | 平成27年4月7日   | 板野郡藍住町地内<br>(県道徳島環状線)  | 平成28年1月19日 |
| 香川県さぬき市在住 1名  | 1,098,000   | 平成27年7月19日  | 美馬市地内<br>(国道492号)      | 平成28年1月19日 |
| 板野郡藍住町在住 1名   | 96,000      | 平成27年9月8日   | 徳島市地内<br>(県道徳島環状線)     | 平成28年1月19日 |
| 三好郡東みよし町在住 1名 | 125,000     | 平成27年10月20日 | 三好市地内<br>(県道腕山宮石線)     | 平成28年1月19日 |
| 美馬市在住 1名      | 126,000     | 平成27年11月2日  | 三好市地内<br>(県道鳴門池田線)     | 平成28年1月19日 |
| 阿南市在住 1名      | 199,000     | 平成27年11月5日  | 那賀郡那賀町地内<br>(国道193号)   | 平成28年1月19日 |

|          |        |             |                     |            |
|----------|--------|-------------|---------------------|------------|
| 阿南市在住 1名 | 50,000 | 平成27年11月17日 | 阿南市地内<br>(県道阿南小松島線) | 平成28年1月19日 |
|----------|--------|-------------|---------------------|------------|





